

開会及び開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから平成19年第1回横手市議会3月定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

田中敏雄 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の指定により、21番佐藤忠久議員、22番高橋謙議員を指名いたします。

会期の決定

田中敏雄 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、本日から3月20日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は23日間と決定いたしました。

議長報告について

田中敏雄 議長 日程第3、議長から議長報告、市長から請願陳情の処理の経過及び結果の報告書、監査委員より例月出納検査書並びに定期監査報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

市長の平成19年度施政方針に関する説明

田中敏雄 議長 日程第4、市長より平成19年度施政方針に関する説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成19年3月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営の基本方針と平成19年度予算案について主要な施策とその概要をご説明いたしますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、去る2月10日午後4時半ごろ、平鹿町浅舞の商店街で発生した火災は、店舗や住宅など計5棟を全焼し、2人が軽いやけどを負ったことは報道のとおりであります。また、17日未明、外目でも建物火災が発生し、1名の方の尊い命が失われております。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げますと

もに、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。今後は、さらに各地域の消防施設等の点検を強化し、改善を要するものについては所要の措置を講じてまいります。

昨年は、2月中旬における市内の積雪量が120センチメートルを超える豪雪でありましたが、この冬は一転、記録的な暖冬、少雪となっております。気象庁の見解では、世界各地に異常気象をもたらしているエルニーニョ現象が一因とされており、今後も日本海側は少雪が続く可能性が高いと予測されております。

さて、平成19年度は合併後2年目の通年予算となりますが、引き続き財政運営の効率化を進め、持続可能なまちづくりの推進に向けて、市政全体として重点的、優先的に取り組む政策課題について市の方向をよりわかりやすく示し、迅速に対応することとしております。

具体的には、政策事業枠予算として雇用の創出に関連する人材育成と産業支援、総合計画に基づくロータウン関連事業、健康の駅推進事業、少子化対策事業などの推進であります。

また、地域局提案枠予算として、各地域が主体的に取り組む安全安心住みよいまちづくり事業や元気な地域づくり事業を創設し、それぞれが創意と工夫を凝らしながら地域の活性化を図り、本庁並びに地域局の連携のもと、地域がより一層元気になる取り組みを行うものであります。

2つ目の平成19年度予算案についてであります。

平成19年度予算案は、景気の回復が実感できない当地域の経済状況と三位一体改革による税源移譲や新型交付税の導入などの大きな制度改革が予定される中での編成となりました。市を取り巻く現下の状況にあって、編成当初想定した額を上回る基金の取り崩しを余儀なくされましたが、横手市総合計画の着実なスタートに向けた予算案とすることができました。

本年度の予算編成は、枠配分方式による「分権型予算編成」を導入し、財源には限りがあるという共通認識のもと、市民ニーズの把握に努め、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、サービスや事務事業の優先順位を明確にしなが、総意と工夫により編成を行ったところです。

本年度は、継続事業の進捗を図りながら、重点政策予算枠として横手市総合計画やマニフェストに基づく「政策事業枠」と、それぞれの地域自治体の元気づくりに取り組む「地域局提案枠」を創設し、標準事業枠予算や建設事業枠予算とのかかわりの中で、横手市総合計画が掲げる「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」の構築を目指す予算としたところです。

また、特別会計においては、5つの特別養護老人ホームを1つの事業として運営していくための特別会計の統合、障害者自立支援法の施行に合わせた知的障害者更生施設大和更生園と通所授産施設ユー・ポップハウスを一体的に運営するための特別会計の統合、さらには経営状況と経理の明確化を図るために直営の温泉施設を1つにまとめた特別会計を設置することとしており、これに係る条例の改正を提案しておりますので、よろしくお願いたします。

平成19年度の一般会計予算総額は462億7,000万円で、前年度の当初予算額と比較して9億2,320万円、率にして2.0%の増といたしました。

歳入歳出の主な内容であります。初めに歳入について申し上げます。

市税では、法人市民税の減少が見込まれるものの、三位一体改革に伴う税源移譲や定率減税の廃止によって個人市民税が大幅に増加するため、総額では前年度と比較して8億1,709万円、率にして9.8%増の91億5,871万5,000円といたしました。

地方譲与税は、税源移譲によって所得譲与税が廃止されることから、前年度と比較して6億5,600万円、率にして44.5%減の8億1,900万円といたしました。

また、地方交付税につきましては、平成18年度の交付決定額に基づき前年度と比較して15億6,600万円、率にして9.4%増の183億円といたしました。地方財政計画では4.4%の減となっておりますが、普通交付税の予算額は前年度の交付決定額より7億1,971万8,000円、率にして4.0%の減といたしました。

一方、地方交付税の振りかえ措置としての臨時財政対策債は、地方財政計画をもとに1億4,100万円、率にして9.2%減の13億9,900万円といたしました。このような状況の中で財源の不足を補うため、財政調整基金から12億3,842万2,000円を繰り入れて収支の均衡を図っております。

次に、歳出について申し上げます。

義務的経費は前年度と比較して、人件費は1.4%増、扶助費は13.5%増、公債費は3.4%減となり、義務的経費全体では2.5%増といたしました。また、物件費、維持補修費、補助費などの合計では5.9%減といたしました。

投資的経費につきましては、旭地区交流施設建設事業や地域イントラネット基盤施設整備事業などの増により、11.3%増の54億4,740万5,000円を計上いたしました。

なお、一般会計に障害者支援施設特別会計ほか2会計を加えた普通会計ベースでは、前年度と比較して1.9%増の469億5,980万8,000円であります。また、国民健康保険特別会計ほか28特別会計総額では、前年度と比較して1.6%増の377億4,113万1,000円、病院事業と水道事業の企業会計では、前年度と比較して3.9%増の100億9,627万5,000円を計上いたしました。

以上の結果、平成19年度の全会計予算額総額は、前年度と比較して2.1%増の941億740万6,000円といたしました。

3番目の平成19年度の主要施策等についてであります。

(1) 行財政改革についてであります。平成19年度の行財政改革については、集中改革プラン及び行財政改革大綱に基づき進めてまいりますが、今年度20事務事業を対象に行った「事業仕分け」については、50事業を対象といたします。

また、課室所ごとに組織目標管理シートを作成し、目標達成に向けて業務を進めておりますが、達成度の高い課室所を表彰し、目標管理の徹底を図ります。

さらに、市民の満足度の向上と市民に信頼される市役所を目指して、経営品質向上プログラムへの取り組みを強化し、職員の意識改革に積極的に取り組んでまいります。

(2) の組織機構についてであります。

本年3月には53名の退職が予定されておりますが、そのうち市長部局、各行政委員会等の職員は44名となります。また、4月の採用予定は消防8名、一般職員7名となっており、市長部局等の職員は実員37名の減として組織の見直しを行います。

概要を申し上げますと、本庁と地域局の業務の見直しを行い、市として統一的に業務を行うものについては本庁を中心に地域局と連携した組織体制とし、窓口業務、地域の相談業務及び地域独自の取り組みが求められる業務については、区長を中心に地域局が活動しやすい機能的な体制といたします。

部間の業務見直しでは、現在福祉環境部が担当しております防災等の関係について、年末の水害の危険に対応した際、本庁に設置した警戒部の反省を踏まえ、総務企画部に移管し、庁内及び関係機関との連絡体制の充実を図ります。

総務企画部と福祉環境部で課の統廃合を進め、簡素で効率的な組織にするとともに、健康の駅、地域包括支援センターの機能を強化いたします。

産業経済部は、米生産調整関係業務が全市統一されるなどの業務の見直しに対応するため、本庁を拡充いたします。

建築確認業務の一部権限移譲により設置される特定行政庁については、県の建築確認業務との連携を考慮し、建築確認申請等の窓口を横手庁舎に配置いたします。

また、これまで住民説明会を開催し、ご理解いただいております消防署所の再編につきましては、本年4月1日に駅前出張所を消防署に統合するとともに、5月1日からは山内分署に普通救急車を配備し、救急業務を開始する予定であります。

なお、今後の分署統廃合につきましても市民の安全・安心を第一に、地域住民の皆様のご理解を得ながら進めてまいります。

(3)の重点的な政策事業についてであります。

新たに策定された総合計画に基づき、新年度において重点的に取り組む施策として雇用創出関連とスロータウン関連に合わせて28の事業を展開いたします。

施策別には、人材育成就業支援として4事業、産業支援1事業、食と農のまちづくりとして14事業、健康づくり推進として5事業、少子化対策として2事業、環境にやさしい地域づくりとして2事業を実施し、既存の標準枠事業との連携を図りながら新たなまちづくりを目指すことにしております。

(4)の元気の出る地域づくりについてであります。

地域づくり事業につきましては、従来の「地区会議支援事業」や「みんなが主役のまちづくり活動助成事業」に加えて、8地域局それぞれが地域の特性を生かし、地域の活性化を図るため、平成19年度から「元気の出る地域づくり事業」を行います。

この事業は、地域課題を解決するためのハード事業である「安全・安心・住みよいまちづくり事業」と、地域の特色ある取り組みを支援するソフト事業である「元気な地域づくり事業」の2本立てで計画いたしました。これらの事業の内容は、各地域局が主体となり地域協議会、地区会議や各種団体と協議

し決定するなど、地域が一丸となって元気な地域づくりに取り組むこととしております。

(5)の横手清陵学院高等学校への専攻科設置についてであります。

県内随一の自動車関連産業の集積を誇る本市にとって、これら産業を支える人材の育成は単に産業の振興のみならず、地域そのものの活性化に大きな意義を持つこととなります。幸い本市には、工業系学科を持つ全国初の中高一貫校である横手清陵学院高等学校があることから、昨年12月25日、平成20年4月に自動車関連技術に特化した専攻科を同校に設置していただけるよう、横手市商工会議所や各地域の商工会及び横手自動車産業研究会との連名で知事及び県教育長に要望書を提出いたしました。

今後は、議会はもとより市民の皆様や関係各団体のご協力を得ながら機運を盛り上げ、専攻科の実現に向けて努力してまいります。

(6)の地域情報化の推進についてであります。

「横手市地域情報化計画」に基づき、平成19年度は各地域局庁舎間のテレビ相談システムの構築、小・中学校IT学習用パソコンの整備を中心とした地域イントラネット構築事業を予定しております。

情報格差是正事業では、携帯電話不感地域解消のため、山内三叉地区に移動通信用鉄塔整備を、高速インターネットアクセス網整備事業としては、高速通信環境未整備地区の解消のため、山内南郷地区、増田町狙半内地区のADSL設備設置を県並びに通信事業者に要望してまいります。

平成20年度から事業化を目指しております通信事業者との共同による光ファイバーによる超高速通信基盤整備については、地上デジタル放送開始によるテレビ難視聴対策も考慮しながら、市内西部地域の事業化を目指し、調査研究してまいります。

電子自治体の推進事業では、秋田県電子自治体共同運営協議会で導入を進めております電子申請基盤共同導入事業を平成20年から導入できるよう、各種申請様式等の電子申請に向けた整備を進めるとともに、NPOなど地域で活動する団体が参加できる地域ポータルサイトの立ち上げや公共施設の予約状況を市民が確認できるシステムの導入を図りたいと考えております。

(7)番の秋田わか杉国体についてであります。

秋田わか杉国体まで、いよいよ215日となりました。競技運営については、昨年度実施したりハーサル大会を検証し、実施本部体制の見直しなど具体的な準備作業に取り組むとともに、推進運動については地域ごとに推進運動組織も設置されており、地域の特徴を生かしたもてなしや応援、環境美化などに取り組むため話し合いが進められております。

また、大会前に国体開催気運を盛り上げる「大会旗・炬火リレー」については、横手市では8月5日に実施することにいたしました。当日は、保呂羽山波宇志別神社神楽殿前で採火し、各地域局を中継地とする2コースをリレーし、秋田ふるさと村で合火して南庁舎前で歓迎式を行う予定であります。

今後も市報などによる情報提供、各種イベントに参加しての啓発活動を積極的に進め、多くの市民の皆様から国体にかかわっていただき、大会を通してたくさんの感動が得られるよう、また横手市の魅力を全国にアピールしてまいりますので、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

( 8 ) の福祉環境施策についてであります、消防設備や施設の整備についてであります。地域の防火対策を強化するため、平成19年度事業として小型ポンプの耐用年数を17年と定め、大雄地域の6台を含む14台を更新いたします。また、水利の不便な地域に40立方メートル級の耐震性貯水槽を計画的に設置することとし、山内地域の3カ所を含む8カ所を整備するとともに、15メートル級の消防ホース乾燥柱を平鹿地域3カ所を含む5カ所に設置いたします。

の新分別収集ルールの周知徹底についてであります。

一般廃棄物処理手数料制については、合併以降地域ごとに異なっておりましたが、いよいよ平成19年4月から指定ごみ袋による手数料制で全市統一されます。これに伴い、分別収集ルールも統一化を図っていくこととしており、既に市報や各地域の住民説明会において概要説明をさせていただきましたところです。新年度は分別変更初年度でもありますので、住民の皆さんの環境意識の高揚を図るための啓発活動や分別収集ルールの周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

のごみ処理統合施設等の整備についてであります。

平成18年度中に策定いたします「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、廃棄物の減量化とリサイクルを推進するための交付金制度を活用し、ペットボトル等処理センターの機器増設工事を行うほか、ごみ処理統合施設整備事業に着手いたします。ペットボトル等処理センターの機器増設により、平成20年度からは全市のペットボトル及びその他プラスチック類はすべて圧縮梱包処理され、リサイクルされることとなります。

また、ごみ処理統合施設の整備につきましては、平成27年度の稼働に向け、施設基本計画を策定するとともに建設用地の選定に入ることとしております。

の健康づくり推進についてであります。

国は平成18年度に介護保険制度の見直しを行い、健康状態や身体の機能をできるだけ維持していくためには、日常生活の中で健康づくり・介護予防活動をきめ細かく続けていくことが極めて大切であるとして、介護支援から予防重視型のシステムへの転換を図りました。

また、医療制度構造改革により、平成20年度からは、これまで行政が行ってきた生活習慣病対策の担性が図られ、健診・保健指導は医療保険者に、健康教育など健康づくりのための環境整備は行政が行うなど、健康づくりの体制が大きく変わります。こうした状況を踏まえ、平成19年度は健康づくり推進体制を関係機関と連携しながら検討を図ってまいります。

また、健康よこて21計画の初年度として、それぞれの目標に向かって健康増進や疾病予防を目的とした一次予防の推進を図るとともに、栄養指導や食生活指導の充実促進を図るため、各地域局を東部・西部・南部の3ブロックに区分し、ブロックごとにそれぞれ栄養士を配置し、栄養指導の拠点とする体制の整備を図ってまいります。あわせて、生活習慣病予防や健診後の保健指導、精密検査の必要な方への受診勧奨など、二次予防の強化に努めてまいります。

さらに、命の尊さを認識し、自らの命を失う人がいなくなる社会づくりのため「心の健康づくり・自

殺予防対策事業」に取り組み、健康で明るく過ごすことができるよう支援してまいります。

の国民健康保険事業についてであります。

医療制度改革の一環として、70歳未満の被保険者の入院にかかわる高額療養費について、平成19年4月から現物給付化が実施されます。原則、国保税を滞納していない世帯の方が入院する際、国民健康保険から「限度額適用認定証」の交付を受けることにより、医療機関には自己負担限度額の支払いで済み、入院費用の準備などの軽減が図られることとなります。

また、後期高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、現在は市で実施している老人保健事業の健診・保健指導などのうち、メタボリックシンドローム予防に関するものについては、平成20年度からその実施を医療保険者に義務化されますので、それらの準備を進めてまいります。

健診事業に対し、事業費の3分の2は国県からの補助、残りの3分の1は国民健康保険が負担することとなります。また、健診の実施状況等が評価され、後期高齢者医療支援金の負担に10%の範囲で加算減算を行う仕組みが導入されていることから、健診率の向上、効果のある保健指導が重要であり、実効性のある計画にしていきたいと思いますと考えております。

なお、平成19年度予算につきましては、平成18年度の保険給付が確定していないことなどから暫定予算となっており、税率改正を行う6月補正予算において本格予算を組むこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

の健康の駅事業の全市的な取り組みの推進についてであります。

市民の健康づくり活動の場としての定着化が図られつつある「健康の駅トレーニングセンター」を市内東部・南部・西部の3ブロックに整備いたします。当センターは、働き盛り世代の生活習慣改善から高齢者の介護予防まで、幅広い年齢層の身体特性に応じた運動実践を継続支援するための拠点と位置付けております。また、利用される市民の利便性向上のために「健康の駅利用者の電子カルテ化」にも取り組み、いつ、どこのセンターを利用しても安全で効果的な健康運動に取り組める体制を整えます。こうした全市的な健康運動の広がりや定着を図ることにより、平成20年度の医療制度改革に伴うメタボリックシンドローム対策に対応可能な体制の構築を図ります。

また、高齢者にとって身近な生活圏内における「寄り合い場」のあり方を検討し、地域に密着した健康の駅開設に向けた調査研究事業を実施いたします。高齢者が健康で生き生きと暮らすためには地域にどんな道草場所が必要かを検討し、「健康」「生きがい・交流」「社会参加」など、高齢者のニーズに応じた「寄り合い場」を地域の自治組織などとの連携のもとにつくり上げるものです。また、地域に「寄り合い場」ができたことで、高齢者の生活の質がどのように変化したかを効果検証するため、高齢者の健康度調査を並行実施いたします。

のつどいの広場についてであります。

保育所や幼稚園に通園せずに家庭で児童を養育している保護者が集い、子育ての助言を受けながら悩みや楽しさを語り合い、地域の仲間と一緒に子育てをしようとの趣旨から、雄物川・平鹿の両地

域に「つどいの広場」を開設いたします。

加えて、既存の子育て支援サークルや新たなサークルにも活動の拠点としてご利用いただくとともに、子育ての先輩・仲間として、訪れる親子と触れ合い、心豊かに楽しく子育てができるように助言や相談、さらには研修会などをともに展開しながら、児童が健やかに育まれるよう支援してまいります。

の放課後児童クラブの保育時間延長についてであります。

昨年12月の長期休暇中に放課後児童クラブ「あさくら」において、試験的に学童保育の時間を朝30分、夜1時間の延長を行い、好評をいただきました。これを受けまして、平成19年度はすべてのクラブにおいて、保護者が安心して働けるよう保育時間の延長を実施することといたしました。

また、市民の皆様からの要望に基づき、十文字睦合、大森白山、雄物川沼館の3カ所で新たにクラブを開設し、異なる学年の児童との触れ合いや地域との交流ができるよう努めてまいります。

障害者自立支援サービスの利用者負担金軽減等についてであります。

障害者自立支援サービスについて、市民税非課税世帯に属する方が利用した場合、日常生活用具給付事業、訪問入浴事業、日中一時支援事業及び移動支援事業について自己負担を無料とし、利用者負担の一層の軽減を図ることにいたしました。また、横手市障害者支援施設「ひまわり社」が適切に運営されるよう、関係機関との協議により進めてまいります。

第4期横手市介護保険事業計画の策定についてであります。

平成21年からの第4期横手市介護保険事業計画の策定に当たっては、来年度早々に平成18年度の給付費などの実績をベースに、介護保険利用者や介護者へのアンケートの実施、各種数値の把握などを行いながら準備を進め、ことし10月ごろをめどに第4期横手市介護保険事業計画策定委員会を立ち上げ、策定作業を進めてまいります。

十文字墓園拡張事業についてであります。

十文字墓園につきましては、現在602区画すべてをご使用いただいております。さらに分譲をご希望されている方が多いことから拡張事業を行うものであります。平成19年度に全体計画を策定し、第1工区40区画の整備を行います。翌年度以降については市全体の利用状況などを勘案し、需要に応じた整備を行ってまいります。

(9) 産業振興施策についてであります。

農業の振興についてであります。平成19年度からいよいよ「新たな食料・農業・農村基本計画」における農政の大改革が実施されます。品目横断的経営安定対策、米政策改革、農地・水・環境保全対策の大綱が平成17年10月に国から発表されて以来、それぞれの対策について推進してきました。

経営安定対策は、スタート時点の加入が集落営農66組織、個別担い手500人で対象面積は6,200ヘクタール、全水田面積の約40%を見込んでおります。平成19年度も引き続き集落組織の育成と個別担い手の拡大を図りながら、平成20年の加入率70%を目標に推進いたします。

米の需給対策については、平成19年度から農家・農業団体が主体的に実施することになり、昨年12月



に新たな横手市水田農業推進協議会を設立しました。県から横手市に示された平成19年産米の需要情報は、昨年対比100トン増の6万4,178トンになっております。これに基づき、協議会では生産目標数量と転作配分面積を4,812ヘクタール、配分率30.7%と定めて、JAなどの生産調整方針作成者が農家へ配分したところです。

国・県とも農政の政策転換に係る支援予算を準備しており、産地づくり交付金や市の単独事業「横手市明るい農業・農村改革推進計画」などとあわせて効果的な活用を促進しながら、横手市農業の構造改革と地域複合農業を推進し、農業・農村の再生を図ります。

バイオマスタウン構想につきましては、平成19年度から構想の具体的な取り組みについて「バイオマスタウン推進協議会」を中心に検討を進めます。

農林整備関係では、新たに創設される農地・水・環境保全向上対策がありますが、1月末現在で96地域、9,200ヘクタールの導入が予定されており、本年度の実験事業及び国・県の方針を踏まえ、関係機関と連携を取りながら効果的に実施してまいります。

ハード事業では、担い手基盤整備事業を初めとして生産基盤の整備拡充を図るため引き続き実施いたしますが、平鹿平野国営事業に附帯する県営かんがい排水事業が平成25年度までの工期で着手することになりました。

平成3年度より工事を進めてまいりました奥羽山麓大規模農道につきましては、総事業費151億円余りをもってこの秋まで完成し、供用開始となります。これにより農産物の流通はもとより、通勤通学を初め観光面でも活用されるものと大いに期待しております。

また、これまで各地域局ごとにハード事業を実施してまいりましたが、新年度からはより効果を上げるため、国・県の補助を伴う事業は本庁で事業実施することといたします。

の商工業の振興についてであります。

工業振興については、「人材育成」を重要な戦略として位置づけ、自動車産業関連や次世代の人材を育成する「自動車産業人材育成研究事業」や「次世代ものづくり人材育成研究事業」を県や県南工業振興会、横手雇用創出協議会などと連携して実施いたします。

また、首都圏の人材と地元企業との雇用のマッチングを図る事業も実施しながら、これらの取り組みを積極的にアピールすることにより、企業誘致にもつなげていきたいと考えております。さらに、市内の企業につきましても、市の優遇制度を大いに活用しながら、積極的に事業拡大への支援を行ってまいります。

次に、商業振興につきましては、各商工団体等が実施する独自のイベントや商品開発事業への取り組みについて積極的に支援し、地域の活性化や商店街のにぎわい創出を図ってまいります。また、金融対策につきましても、中小企業融資あっせん制度の利用を積極的に推進し、利子補給制度の活用も含め商業活動を支援してまいります。

なお、2年目となった国の雇用創造支援事業につきましては、引き続きIT関連、アグリビジネス、

物づくり関連について研修やセミナーなどさまざまな事業を実施し、市の事業とも連携しながら地域の雇用創出に努めてまいります。

の観光の振興についてであります。

新市としての観光資源を発掘し、これをどう生かし、発信するかについての通年観光検討会を開催してまいりました。また、それぞれの地域における観光素材、伝統行事などについての検証結果に基づいた市民向け一日観光を実施し、地域の魅力を認識していただきましたので、来年度も引き続き市民向け観光事業者向けなどの情報発信や観光ツアーなどを実施してまいります。ことし開催の国体を絶好のチャンスとして捉え、選手や関係者に対して積極的な宣伝活動を行うほか、マスメディアなどを活用し、全国に情報発信しながら横手市の魅力を伝えてまいります。

幸いにも、国土交通省の「観光コンサル事業」重点支援地域として認定していただいております。新たな旅行商品の開発に向けた事業も実施してまいります。誘客に当たっては、「かまくら」を初め「釣りキチ三平の里横手」「後三年の合戦」などを中心にしながら、横手市の魅力としての農業や自然、歴史を活用した体験型観光やグリーンツーリズムを促進してまいります。

また、観光客の受け入れ態勢の充実が不可欠であることから、新たに設立された横手市観光連盟との連携による研修会などを開催し、その体制と国内外の観光エージェントに対する働きかけを強化しながら、関西圏も視野に入れた宣伝活動を行ってまいります。さらに、他市との連携を強化し、広域観光ネットワークを充実させながら台湾、香港などからの誘客も図ってまいります。

のマーケティング推進事業についてであります。

横手の豊かな気候風土の中で生まれた「農産品や加工品」が安全安心、健康、美しさ、価格、そして物づくりの姿勢も含めて、消費者の皆さんに満足していただける産地づくり、言いかえれば横手の地域ブランドづくりを推進していくことが今まさに必要とされているところであります。したがって、マーケティングの視点を各分野に浸透させながら、新たな横手スタイルの構築を目指すべく、特にこの地域の伝統的な資源である食をキーワードにした産業振興に取り組んでまいります。

また、市場開拓の分野では、これまでの企業パートナーとの協力関係を強化しながら、物産展、商談会等への積極的な参加を図るとともに、首都圏生協との産地交流会や首都圏ふるさと会との連携なども強化してまいります。

加えて、これまで増田地域や横手地域で先進的に取り組んでまいりました輸出事業についても、今後全市を挙げての促進が図られるよう、その窓口を一本化するとともに輸出戦略方針を定め、一層の取り組みを行ってまいります。

(10) 建設行政施策についてであります。

道路整備事業についてありますが、平成19年度の道路事業につきましては、交付金事業の継続6路線と「くらしのみちづくり事業」14路線を計画しております。

大橋交差点の改良事業については、市道、県道が平成18年度、国道13号も19年度には完成することが

ら、長年の懸案となっておりました交差点渋滞は一気に解消されるものと思われます。今後も道路整備につきましても、道路整備計画に沿って均衡ある地域発展に寄与する道づくりを進めてまいります。

の都市マスタープランの策定についてであります。

向こう20年間の長期計画として、平成18年度から3カ年で策定する予定の都市マスタープランは、平成18年度は県と共同して市全域の現況の調査と分析を行いました。平成19年度は市の将来像の検討、都市づくりアンケート調査などを行う予定であります。

また、並行して作業を行っている都市計画基本図の作成につきましては、平成18年度は既存の4都市計画区域を中心とした区域については地形図を策定いたしました。平成19年度は他区域の約400平方キロメートルについて地形図を作成する予定となっております。

JR駅周辺の整備についてであります。

平成18年度に実施いたしました「横手駅東西自由通路等基本計画調査」の結果をもとに、JR東日本と基本設計の協定を締結し、東西自由通路や橋上駅舎についての基本設計を行う予定であります。

横手駅周辺地区のまちづくり交付金事業による個別事業としては、駅東口駐輪場の実施設計と整備工事を予定しております。

十文字駅周辺の整備につきましては、平成18年度に引き続きグループミーティングを開催し、まちづくりの方向性と駅周辺地区整備方針の検討をしております。

横手駅前市街地再開発事業につきましては、準備組合から本組合への移行のため、知事の再開発組合設立の認可を受けるとともに、権利変換計画の作成と並行して施設などの実施設計を予定しております。

また、引き続き知事の権利返還計画の認可により、権利返還の登記を行い、平成19年度内には平鹿総合病院を中心に、第1期解体工事に着手する予定であります。

の土地区画整理事業についてであります。

平成19年度の駅西地区土地区画整理事業につきましては、第2号歩道築造工事及び都市計画道路横手条里跡線築造工事の2路線を予定しております。これにより、平成19年度で地区内の工事がすべて完了する予定であり、今後は換地処分に向けた作業をあわせて進めてまいります。

次に、三枚橋地区土地区画整理事業につきましては、駅西口広場築造工事の進捗を図るとともに、都市計画道路駅西線の完成を目指し、区画街路についても4路線の工事施工と物件移転補償6件を予定しております。

今後も地権者及び関係者との協議を重ね、事業進捗に向けて作業を進めてまいります。

の街路整備事業についてであります。

都市計画街路事業として整備を行っております「中の橋通り線」につきましては、関係各位のご協力により着々と事業が進捗し、橋梁部を除く区間についてはすべて完了することとなり、平成19年度は橋梁拡幅のための下部工事を行い、20年度完成を目指し整備を進めてまいります。

の公園整備事業についてありますが、都市公園等統合補助事業で整備を行っております「赤坂総

合公園」につきましては、第二工区造成に伴うのり面保護工事を、また「横手公園」につきましては桜の丘広場予定地などの用地買収及び支障物件移転補償を行い、早期供用に向け整備の促進を図ってまいります。

公営住宅整備事業についてであります。

平成19年度が最終年度となる「十文字・旭団地建替事業」につきましては、引き続き共同住宅2棟10戸を建設し、これにより計画された6棟26戸がすべて完成することとなります。

また、平成16年度から5カ年計画で進めております「平鹿・醍醐住宅団地建設事業」につきましても、共同住宅4棟8戸と集会所の建設を行う予定であります。

(11)の上下水道事業についてであります。

水道事業についてであります。今年度、水道事業計画を策定中ですが、昨年末に簡易水道事業に対する国庫補助制度が大幅に見直され、上水道に隣接する簡易水道の統合計画書の提出が必要となりましたので、水道事業計画策定の期限を延長することといたしました。

平成19年度の主な施設整備といたしましては、横手地域では県道御所野安田線の配水管布設工事、吉沢上台地区の増圧ポンプ場の設置など、大雄地域ではクリプト対策として横手地域から配水する事業の国庫補助メニューが新設されることから、配水に向けた調査及び一部配水管布設工事などを予定しております。

また、他地域においても老朽管の更新や配水管の延長工事を予定しております。

今後とも、より安全な水の安定供給を目指し、効率的運営を図るとともに、水道料金等の統一に向けた情報提供や説明会などの開催に努めてまいります。

下水道事業等についてであります。

平成19年度の公共下水道につきましては、横手地域では婦気、新坂、石町、上真山、三枚橋の5地区、増田地域では上町と縫殿の2地区、十文字地区では富沢と五郎兵衛野の2地区、平鹿地域では石塚と下藤根の2地区、雄物川地域では八卦地区、大雄地域では根田谷地地区を予定しております。

農業集落排水事業では、十文字植田地区で汚泥の農地還元を図るための資源循環施設を整備し、当該地区の事業を終了する予定としております。

また、大森地域については、大森浄化センターを機能強化事業で制御盤改修工事などを予定しております。

浄化槽の設置事業では、個人設置型浄化槽190基、市設置型浄化槽45基の合わせて235基を予定しております。

(12)の市立病院事業についてであります。

昨年、医療を取り巻く環境に2つの大きな変革がありました。1つは第5次医療法の改正であり、もう一つは診療報酬が過去最大の3.16%マイナスとなる改正でありました。

その内容は、医師不足問題への対応として、各都道府県単位での医師確保のための対策協議会の設置

が制度化されたこと、また患者視点の重視から、看護職員の配置を厚くしたことなど医療環境は経営的にも厳しい現実に直面しております。

このような情勢から、市立横手病院・市立大森病院とも収入の確保については大変厳しい状況にありますが、支出の縮減に努め、多様化する住民ニーズへの対応に加え、互いに連携を図りながら、患者さん中心の安全で安心な医療の提供と病院県営の健全化、安定化に努めてまいります。

横手病院につきましては、ことし1月からの「頭痛外来」開設など住民ニーズに対応した市民のための優しい病院づくりを目指すとともに、専門性を発揮するための医療の強化や電子カルテの導入による地域連携の推進を図りながら、地域医療・保健への貢献に努めてまいります。

また、平鹿総合病院の移転開院に伴い、医療環境が大きく変わることを予想し、院内で検討してまいりました療養環境改善については一定の方向が出ましたので、今後、議会とも協議しながら、健全経営を念頭に置いて、ハード面の整備も含めた対応を進めてまいりたいと考えております。

大森病院につきましては、引き続き地域包括医療の推進と健康の丘おおもりの連携強化に努めてまいります。また、電子カルテシステムの安定稼働を図りながら、ITを活用した保健・医療サービスの提供と一元化構想を視野に、大学病院や市内医療機関などとの診療情報の共有を整備構築してまいります。

また、夕暮れ診療など利用者ニーズに対応した医療サービスを提供するとともに、健康診断や人間ドックの患者サービスをより向上させるため、「健診センター機能」の構築を検討してまいります。

4番目の平成18年度事業の進捗状況等についてであります。

(1)大雨による水防対策についてであります。12月26日の夕方から27日にかけての集中豪雨時の状況についてご報告いたします。

27日午前8時30分、県が横手川、皆瀬川、成瀬川に水防警報を発令したのに伴い、消防団が警戒体制に入りましたが、皆瀬川の水位の上昇により、増田地域局・戸波地区の民家に被害が及ぶおそれが出たため、午前11時40分に助役を本部長とする横手市災害警戒部を設置しております。

その後も水位が上昇し、道路まで30センチメートルに達したため、午前11時54分に6世帯27人に避難勧告を出し、在宅していた11人が集落会館へ避難いたしました。

消防団員や職員により、土のうを積み上げるなど警戒に努めましたが、その後、水位が下がり始めたため、午後3時に災害警戒部を災害警戒対策部に切り替え、戸波地区に出ていた避難勧告を解除し、午後4時には災害警戒対策部を解散しております。

なお、この大水により、横手川に設置している流雪溝の放流シュートが流され、雄物川地域局の河川公園が冠水する被害を受けております。

(2)の平鹿総合病院移転新築事業関係についてであります。

平成16年9月に着工いたしました平鹿総合病院は本年1月31日に竣工となり、現在4月1日の新病院開院に向けて諸準備が進められております。

これに伴い、市では1月29日、公的医療施設整備費補助金交付要綱に基づき、合併特例債を主たる財

源とする15億735万円の補助金の交付決定を行っております。

また、1月22日には、4月1日に予定されている約450人の患者輸送に向けて、自衛隊を含む関係機関が一堂に会し、合同調整会議が開催されております。市といたしましては、福祉車両や救急車4台を含む27台の車両を提供し、全面的に協力することとしております。

なお、生活バス路線の維持に関する経費と合わせ、病院関係のルート変更に伴う負担経費については今議会に補正予算を提案しております。

(3)の高機能消防指令センター総合整備事業進捗状況についてであります。

10月より建物改修工事の着工をしております指令システム工事につきましては、3月14日からの本格稼働に向けてスムーズな運用切りかえができるよう、2月6日から種々調整を行いながら試験運用を行っております。これまで市民の皆様に対する災害情報の発信につきましては、4回線しかなかった情報案内回線数を1,000回線に増設したことにより、これまでのご不便を解消できることとなります。

また、緊急車両出動時の交通の安全を確保するため、周囲に緊急車両の出動をお知らせする緊急出動表示灯を北庁舎前に設置し、2月16日から試験運用を行っております。

(4)の後期高齢者医療広域連合についてであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合の設置につきましては、12月定例議会において可決をいただき、本年1月16日付で秋田県知事から許可をいただいております。これを受け、広域連合規約の施行日となる平成19年2月1日に、秋田県後期高齢者医療広域連合が設立されました。

また、設立日に広域連合長の選挙が行われ、秋田市長が初代の広域連合長に就任されております。広域連合議会議員の選挙につきましては、2月5日に告示がされ、3月1日が候補者の届け出日とされており、候補者が定数を超える場合には本議会開催中に選挙を実施する予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

(5)の健康の駅事業についてであります。

健康の駅拠点である「健康の駅トレーニングセンター」は開設から1年半が過ぎ、利用者数が延べ1万人を超えるまでになりました。今年度に入り、利用者の広域化傾向が見られ、特に市南部の利用者数が増加傾向にあります。利用者の平均年齢は約50歳。利用者アンケート調査から、働き盛り世代からの健康増進意識と定年退職後の健康管理意識の高まりがうかがえ、しかも仲間とともに健康づくりに取り組む楽しみを見出していることがわかりました。

また、今年度より健康の駅事業の全市展開に向けた取り組みの強化を図るため、各地域局との連携のもとに事業を実施してまいりました。特に増田地域局内では先行実施していた大腸がん予防とのタイアップを行い、冬期間のウォーキング事業を実施しております。

また、十文字地域局内では高齢者筋力向上トレーニング事業の実施に伴う指導技術とリスク管理の支援を行い、安全で効果的な事業の推進を図っております。

なお、今年度は境町小学校の子供と教員を対象とした健康実態調査を行っておりますので、この調査

結果を学校、保護者、地域、行政の間で共有し、地域ぐるみで地元の子供たちの健康づくりを支える方向性を明確にしていきたいと思います。

(6)の横手市地域防災計画の作成についてであります。

1月26日に開催された横手市防災会議において横手市地域防災計画が作成され、今後、秋田県知事と協議して決定されることとなります。この計画は、市・防災関係機関が行うべき予防対策や応急対策、復旧・復興対策について総合的かつ計画的に定めたもので、防災行政の整備や推進により市民の生命や身体、財産を保護することを目的とするものであります。

(7)の杉沢地区農地法違反転用についてであります。

杉沢地区農地に農地法に違反して建設されたペット霊園につきましては、市当局及び農業委員会からの再三にわたる是正指導にもかかわらず、改善に向けた回答が得られない状況の中、1月10日に開催された農業委員会総会において、農地法に基づく勧告をする旨、議決されました。これを受け、農業委員会では1月18日に、「農地法の許可を受けずに転用した農地について、2月28日までに原状復元すること」という内容の勧告を文書で行っております。

(8)の最終処分場埋立計画の見直しについてであります。

市では現在、3つの環境保全センターでごみの焼却などの処理を行い、処理残渣を南東地区と西部地区の2つの一般廃棄物最終処分場に埋立処分しております。これに対しまして、平成27年度にはごみ処理統合施設が稼働する計画であることから、効率的なごみ処理体制構築のため、最終処分場の埋立計画を見直し、平成19年度より3年間、西部地区最終処分場を集中埋め立てすることにいたしました。この間、南東地区最終処分場については埋め立てを休止することとなります。これにより、統合施設稼働時には1処理施設、1処分場体制とすることが可能となります。

なお、このことにつきましては、両地区最終処分場関係者の皆さんにご説明申し上げ、ご理解をいただいております。

この後も地域の方々に不安を与えることのないように、環境基準を遵守し、保全に努めてまいります。

(9)の横手市児童虐待防止連絡会についてであります。

1月26日に開催した第2回連絡会では、今年度の事業・現況報告の後、秋田県子どもの権利擁護委員である武田龍生弁護士を講師に「児童虐待防止と子どもの人権について」と題した研修を行い、市民の皆様からも多数ご参加いただきました。今後も市民の皆様からのご理解・ご協力をいただきながら、虐待の早期発見・早期対応に努めてまいります。

(10)の次世代育成地域協議会についてであります。

「次世代育成地域協議会」につきましては、2月22日に第3回協議会を開催し、今年度の事業報告を踏まえ、事業の評価や見直しなどについてご協議いただきました。

なお、市ホームページに昨年度の次世代育成支援行動計画の実績などについて掲載しており、今後もホームページや広報を通じて情報提供を行うとともに、協議会における協議内容とあわせ、市民の皆様

からもご意見をいただき、子育て支援事業の充実に努めてまいります。

(11)の横手市障害者支援施設についてであります。

旧神産婦人科医院の改修により整備を進めております障害者支援施設であります。このたび横手市障害者支援施設「ひまわり社」と命名いたしました。これは、施設を利用する方々がヒマワリのように太陽に向かって伸びていく姿をイメージし、その方々にとっては社会の一員として働く場所、すなわち会社であるとの理念を込めたものであります。

改修工事については順調に進んでおり、4月初旬の開設に向けて県に事業所指定の申請を行っております。

(12)の地域包括支援センター事業の進捗状況についてであります。

介護保険制度の改正に伴う要支援1及び2と認定された高齢者に対する支援実績の見込みであります。現在までの状況の推移から、認定見込み者数約1,000名に対し、その約4割の方々がデイサービスなどの介護予防サービスを利用される予定であります。また、要支援及び要介護となるおそれがある特定高齢者は約260名の方が対象になると確認されております。

制度創設初年度ということもあり、利用率はまだ伸びておりませんが、高齢者の方々がいつまでも住みなれた地域で元気に生活できるよう、事業の普及に努めてまいります。

(13)の農業の振興についてであります。

米の需給調整については、1万1,059戸に4,790.3ヘクタールの転作を配分し、実施の状況は4,893.1ヘクタールであり、102.1%の達成率でありました。

なお、需給調整へ参加しない農家は182戸となっております。

品目横断的経営安定対策に向けての集落営農組織の状況は、現在まで新たに設立した営農組織は50、既存の法人組織が4で、合計54の対象組織が立ち上がりました。年度末までに、さらに設立が予定されており、当初目標の2倍を見込んでおります。また、認定農業者は1,301人を認定しております。

バイオマスタウン構想については廃棄物系・木質系・稲・野菜残渣活用の4形態でバイオマス利活用構想を策定し、東北農政局に提出しており、今後、農政局、農水省の審査を経て3月末に「横手市バイオマスタウン構想」として公表される予定になっております。

農林整備関係では、国営平鹿平野かんがい排水事業を初め各事業が順調に推移し、特に担い手基盤整備事業では一部地域を除いてほぼ面整備が終了し、市内水田の7割近くが大型圃場になり、今後の水田営農に大いに役立つものと期待しております。また、横手地域で平成9年度から10年計画で導入しておりました農村総合整備事業も本年度で終了し、農道を初め防火貯水槽など多くの施設整備がなされました。

(14)であります。企業の進出についてであります。柳田工業団地に北東北福山通運株式会社横手配送センターの進出が決定いたしました。同社は福山通運株式会社の子会社で、岩手・青森・秋田での配送を担当する会社であり、横手配送センターは主に横手湯沢地域の配送を担当する拠点であります。



着工時期は平成19年4月、操業開始は同年10月を予定しております。従業員は、初年度で運転手など正社員21人の採用を予定しており、将来的には30人の予定であります。これで柳田工業団地の残りは5,000平方メートルほどであり、幾つか照会ある案件もありますので、早期の完売を目指してまいります。

(15)のマーケティング推進事業についてであります。

今年度、新たに担当課を設置したマーケティング推進事業では、地域内部の現況や課題の整理把握をしながら、地域内の特産品資源の掘り起こし作業に努めてまいりました。次いで、それら特産品の商品化に向けて専門家によるアドバイス支援や産学官で取り組む商品開発研究会の立ち上げを行う一方で、「食のマーケティングまるごと相談所」を開設し、農家や事業者の皆さんからの販路開拓や商品開発等に関する相談に応じ、商品化できるものは首都圏での物産展などへ積極的に紹介を行ってまいりました。

この年明けには1月12日から2週間、台湾シティースーパーで横手市物産展を、2月14日からの1週間は、伊勢丹立川店ほか首都圏の2店舗において横手フェアを開催いたしました。また、首都圏の百貨店や食品スーパー、外食などの仕入れ担当者を対象にした商談会などの活動を積み重ねることで、アクションプランの実践とステップアップを図ってまいりました。

その一例として、今月から市内のスーパーや物産館で販売開始となった「横手地ソース極黒」は「食のまち横手」を代表する新たなブランド商品として、インターネットや首都圏の流通業者への売り込みなどを通して全国販売を目指していきたいと思っております。

(16)の産業支援センターについてであります。

地域産業の活性化と地域雇用の創出のための支援を目的に設立した産業支援センターでは、現在、発芽玄米事業、アスパラギヤバ事業、ITスペシャリスト育成事業、地域活性化調査事業などの支援事業を実施しております。

この中で、発芽玄米事業の支援では、事業開始時における設備導入のトラブルや販売目標の甘さなどから、発芽玄米事業者の初期投資をカバーできるような展開ができず、事業者及び産業支援センターの経営が厳しい状況にあります。このため、市、産業支援センター、発芽玄米事業者及びJA秋田ふるさとと今後の事業推進について協議を重ねており、この解決策を検討中であります。この検討結果を踏まえて、産業支援センターに対する市の総合的な支援策について議会と協議し進めたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

アスパラギヤバ事業は、ユニチカの研究機関と連携し、高品質ギャバを開発し、現在、営業活動を行っているところであります。ITスペシャリスト育成事業、地域活性化調査事業は順調に進んでおり、IT関連の仕事の導入や地域産品の活用による地域活性化に努めてまいります。

(17)の道路整備事業についてであります。

4月に開設される新平鹿総合病院へのアクセス道路を整備するため、平成16年度からパッケージ事業として進めている地方道路整備交付金事業であります。今年度は糸里跡般若寺線ほか5路線を発注し

ており、進捗率は95%となっております。

また、「くらしの道づくり事業」につきましては、折橋四津屋線を初め、地域の生活路線を中心に14路線を発注しており、90%の進捗率となっております。

凍上災害復旧工事につきましては、既に発注済みの11カ所はすべて完了し、残り28カ所につきましては一部を来年度に残すものの、繰越事業として本年度中に発注してまいります。

(18)のJR駅周辺の整備についてであります。

横手駅周辺地区につきましては、平成19年度からのまちづくり交付金事業の採択に向けて、国に対し、本要望申請を提出してはりましたが、採択要件となっている全体事業の費用対効果算定のため、市内全域を対象に1,000世帯の皆様にも市民アンケートをお願いいたしました。

十文字駅周辺整備につきましては、1月19日に駅周辺の自治会や商工会などの8団体から10名の皆様方に集まっていただき、グループミーティングを開催し、平成17年度に作成した基本構想と今年度を実施した「まちづくりに関するアンケート」の結果について、それぞれの団体の立場から駅周辺のまちづくりに関する意見交換が行われました。

横手駅前地区市街地再開発事業につきましては、施設建築工事や保留床の取得処分などを行う特定業務代行者の選定作業を行っております。

既に作業を進めている施設設計や権利変換計画などを担当する一般業務代行者と特定業務代行者が決定することにより、再開発事業を進める体制が整いますので、引き続き支援をしてまいります。

(19)の土地区画整理事業についてであります。

土地区画整理事業は、現在3地区において事業展開しております。

中央第二地区土地区画整理事業につきましては区画整理登記が完了し、換地と保留地ともに所有者へ登記されております。また、精算金徴収交付事務も順調に進んでおります。

次に、駅西地区土地区画整理事業につきましては、今年度予定しておりました工事はすべて完成しております。

三枚橋地区土地区画整理事業につきましては、去る12月1日に開催された区画整理審議会において審議された案件で、約6割の仮換地指定率となります。

工事としましては、駅西口広場を今年度より本格的に着手しております。都市計画道路駅西線は築造工事及び融雪施設工事などを実施しておりますが、融雪施設工事の一部については、事業費の一部を繰り越して執行しようとするものであります。

また、移転補償物件は工事に伴う工作物等の補償がふえたため、8件の契約をしておりますが、現在も協議中の物件が2件あるため、繰越事業で対応する予定としております。

(20)の街路整備事業についてであります。

都市計画街路事業として整備を行っております城址内町地区の「中央線」につきましては、すべての工事が完成し、事業が完了しました。

また、「中の橋通り線」につきましても、街路築造工事は年度内に完成し、橋梁部を除く区間については、新年度より供用を開始できる見込みとなっております。

(21)の公営住宅整備事業についてであります。平成15年度から5カ年計画で進めております「十文字・旭団地建替事業」及び平成16年度から5カ年計画で進めております「平鹿・醍醐団地建設事業」ともに順調に進捗し、当初事業分につきましては既に一部入居を開始しております。

また、県からの追加配分に伴い、9月議会で補正いただきました「平鹿・醍醐団地建設事業」の4棟8戸も順調に推移しており、3月完成の見込みのため、今議会に設置条例の一部改正を提案しております。

(22)の下水道事業についてであります。

下水道事業につきましては、新たに61ヘクタールが整備され、平成18年度末には全体計画面積の約50%となる1,488ヘクタールが整備済みとなる見込みであります。また、市の下水道等基本構想の見直しと事業認可変更につきましても、平成18年度末には完成の予定となっております。工事では事業費の一部を繰り越して執行する予定にしております。

なお、水洗化率の向上につきましては、戸別訪問を実施した結果、徐々にではありますが、成果が出てきております。

集落排水事業では、十文字植田地区の場内整備、路線舗装を実施し、管渠関係の整備につきましては完了いたしました。

浄化槽の設置事業では、市設置型を52基、個人設置型を155基実施しており、そのほか個人設置型26基分1,336万4,000円の繰り越しを予定しております。

このように整備された施設は年々増加し、中には相当の年数を経た施設もあることから、今後は整備の進捗を図りつつ適切な維持管理に努めてまいります。

(23)の青色回転灯パトロール車についてであります。

これまで、住民ボランティアなどによる子供見守り隊が各地区で組織され、児童の安全確保に向けた取り組みがなされてきましたが、防犯効果をより高めたいとの考えから、青色回転灯パトロール実施の検討や講習の受講など準備を進めてきたところ、全小学校区に76台の配備が許可されました。市内全小学校区への配備は県内では初めてであり、今後、市内全域で青色回転灯パトロール車による巡回を行うことで防犯効果がより一層高まるものと考えております。

(24)の保呂羽小学校の閉校式についてであります。

3月21日に保呂羽小学校の閉校式を行います。式典は市主催で児童や教職員、PTA会員、学校関係者などの参列を得て執り行われる予定となっております。式典終了後、会場をさくら荘に移し、閉校記念事業実行委員会の主催による「思い出を語る会」が予定されております。保呂羽小学校は、平成元年に坂部小学校と前田小学校が統合してできた学校であります。18年の歴史を閉じ、4月からは大森小学校が存続校となり、新大森小学校として再スタートを切ることになります。

大きい5番目の各地域局の状況について申し上げます。

(1) 横手地域局についてであります。雪まつり最大の行事である「かまくら」は、本番に先立ち、「出前かまくら」として、ことしは全国9カ所でPR活動を行ってまいりました。特に初めての開催である大阪府吹田市ほか4カ所では、本物の「かまくら」が多くの人々の目を引き、驚きと感動を与えるものとなり、大きな効果があったものと思います。

2月15、16日両日の本番の「かまくら」は、直前に低気圧の影響で大荒れの天気となり、新幹線や空の便、秋田自動車道など交通機関が麻痺している中で、多くの観光客でにぎわいました。全市の公用バスを活用した無料巡回バスも大変喜ばれ、前日の雨も恵みの雪に変わるなど多少とも雪国情緒を満喫していただけたものと思っております。

また、継続して実施しております「おらほ、おらえのかまくら大賞」も10の団体及び個人から応募があり、小正月行事としての文化や伝統の保存伝承にも寄与できたのではないかと考えております。

なお、14日のウェルカムかまくらから17日のぼんでん奉納までの期間中は22万人の入出があり、多くの方が横手の冬を楽しんでいただけたものと思います。

旭地区の総合交流促進施設の建設についてであります。これにつきましては今年度実施した基本及び実施設計を踏まえ、平成19年度には建築工事の着工を予定しております。

施設の機能としては、旭地区はもとより隣接する大雄、平鹿地域などの方々にもご利用いただけるよう会議室・交流大ホールなどを備えるとともに、各種行事の開催にも考慮したイベント広場的な機能を設置することとしております。

地域の交流活動や健康増進を担うための核となる施設でありますので、さまざまな世代の方々が利用しやすい施設となるよう、平成20年度の開館に向けて建設を進めてまいります。

(2) の増田地域局についてであります。

3月3日、増田ふれあいプラザを会場に増田地域センター運営協議会が主催する地域活性化シンポジウムが開催されます。

今回は、一人ひとりが環境に優しい社会の構築を目指すとともに、次代に豊かで美しい自然を引き継ぐことが必要との考え方をテーマに、宮城県気仙沼市の「牡蠣の森を慕う会」代表、畠山重篤氏を講師にお迎えし、「森は海の恋人」と題して講演をいただくことにしております。この講演を通じて、自然の大切さや自然保護への関心の高まりを多くの市民の皆様にも再認識いただきたいと思います。

(3) の平鹿地域局についてであります。

「槻の木光のファンタジー」が12月16日から1月8日まで実施されました。

子供たちに夢を与えたいという思いから行っているこの企画は、今回で19回目を数えます。県の天然記念物に指定されている槻の木は5,000個の電球で飾られ、訪れる人々の心のいやしの場となっております。

また、遠くから鮮やかに浮かぶジャンボツリーは、年末に帰省した方々などに温かい光を放ち、ふる

さを感じる冬の風物詩ともなっております。初日の点灯式では、グラスキャンドルを手にした大勢の人々が見守る中カウントダウンを行い、保育園児たちが点灯スイッチを押すと、打ち上げ花火とともにジャンボツリーが夜空に浮かび上がり、会場は大きな歓声と拍手に包まれました。

(4)の雄物川地域局についてであります。

ユーモアと大ぼらを競う「第15回銀河系宇宙ほらふき決勝大会」が1月14日に雄物川コミュニティセンターで開催され、市内外から参加した出場者8組9人は、10分の持ち時間でユニークなほら話を披露し、おもしろさを競い合いました。過去最古の600人で埋めつくされた会場は、笑いの渦に包み込まれていました。

(5)の大森地域局についてであります。

昨年10月、設立10年目を迎えた農事組合法人横手市大森町きのこセンター利用組合では、「国産安心きのこ認証」と「生産情報公表農産物JAS」の生シイタケ国内二大認証を同時に取得したほか1年間の出荷額が初の3億円を達成したこと、10年の節目を記念し、1月23日に祝賀会を開催しております。生シイタケは横手市の特産品であり、複合経営部門の周年農業として確立されており、なお一層の産地ブランド化へ向けて関係者のご活躍を期待しております。

昨年、初めて開催された大森リゾート村「芝桜フェスタ2006」は、予想をはるかに上回る延べ17万人の来場者がありました。このため、ことし5月上旬から予定されている「芝桜フェスタ2007」は元気な地域づくり事業の主要イベントと位置づけ、「緑に浮かぶ東北一の花じゅうたん」をキャッチコピーに開催いたします。開催に当たっては、来場者誘導のための案内板の設置や屋台村の設営のほか、各団体との連携を深めながら協働によるイベントなどを企画するとともに、より多くの来場者に楽しく芝桜を觀賞していただけるよう、ボランティアなどの協力のもと徹底した除草作業を実施するなど会場環境の整備と配慮に努め、横手市の新しい観光名所として市民との協働により大事に守り、はぐくんでまいります。

また、同事業の一環で、若く感性ある中学生に豊かな人間性と国際感覚を身につけてもらうことを目的とした中学生海外研修事業を実施いたします。大森中学校とオーストラリアのマケラガールズ・ハイスクールとの交流は平成2年から続いているもので、相互交流により語学力の向上や国際文化の理解に大きな効果を上げており、あすを担うグローバルな人材のさらなる育成を目指します。

(6)十文字地域局についてであります。

十文字映画祭実行委員会による第16回「あきた十文字映画祭」が2月10日から12日までの3日間、十文字文化センターで開催され、県内外から多くの観客が来場されました。

ことし初めて企画されました映画塾の参加者による「浴衣と三味線と花火」は、実行委員会のメンバーや県内から広く参加した20数名で制作されたオール横手口ケの映画で、2月11日の公開日には400人を超える観客が詰めかけ、最後はたくさんの拍手をもって終了となりました。今後の同映画祭の活動に大いに期待しているところであります。

「道の駅十文字」につきましては、昨年9月に着工いたしました地域振興施設の1月末の本体工事の進捗率が70%となっており、来年度事業として外構工事や備品購入などを予定しております。また、広く募集しておりましたシンボルマークも決定し、ネーミングについては「まめでらが～道の駅十文字」としてあります。運営につきましては、会社設立発起人会が開催され、会社設立に向けた準備が進んであります。

このように本体工事、運営体制などが順調に進捗しており、本年4月には農産物直売所と加工施設を一部オープン、7月には主要部分もプレオープンし、9月の秋田わか杉国体前にグラウンドオープンの予定となっております。

なお、「道の駅十文字」の設置条例案を今議会に提案しております。

(7) 山内地域局についてであります。

いぶりがっこ発祥の地として山内いぶりがっこのブランド化と技術向上を図るため、2月7日、山内ふれあい館において「第1回いぶりんピック」が開催され、優秀作品を表彰しております。当日は27人から43展の応募があり、さすが本場生産者の出展とあって、その色や味など各家庭の個性が表れたいぶりがっこで、生産者、バイヤー、料理関係者の間で、いぶりの技術、漬け方など話の尽きない大会となりました。

大松川ダム公園の芝桜について、近年、雑草などにより花の咲きぐあいがよくないことから、平成19年度には除草作業を行うボランティア団体を立ち上げ、市民協働でその維持管理を目指す芝桜再生事業を、また山内地域全体として芝桜いっぱい運動を展開し、元気な地域づくりを行ってまいります。

(8) の大雄地域局についてであります。

元気の出る地域づくり事業については、わか杉国体、地区会議関連事業との相乗効果が期待でき、地域活性化の呼び水になるような住民参加型の事業と地域要望に基づく生活に密着した施設整備の新設と更新を2つの柱に、地域の環境美化活動、通学路の交通安全施設の整備、防犯灯の更新・増設、スタジアム大雄の看板設置、臨時駐車場の整備などを実施することにしました。

大きい6番の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算に伴う市町村合併推進体制整備費補助事業等の追加のほか、事業費の確定や決算見込みによる減額が主な内容となっております。

また、歳入においては、財政調整基金からの繰入金を20億円減額しております。補正額は3億1,561万8,000円で、補正後の予算総額は497億8,516万7,000円であります。

その主なものを申し上げますと、児童手当給付費に減額の7,152万円、強い農業づくり交付金事業に減額の3,127万円、農村総合整備事業に減額の3,353万8,000円、除雪機械購入費に減額の2,599万円、下水道事業特別会計繰出金に減額の6,682万5,000円、まちづくり交付金事業に減額の3,742万5,000円、常備消防施設等整備事業に減額の6,193万9,000円、中学校大規模改造事業に9,255万5,000円、道路災害復

旧事業（凍上災）に減額の8,007万円、財政調整基金積立金に6億5,268万1,000円、市町村合併推進体制整備費補助事業に5億1,564万4,000円などであります。

終わりに当たりまして、今議会に提案しております案件は、同意案件14件、専決処分報告案件4件、条例の制定など条例関係議案26件、平成18年度一般会計補正予算案など補正議案23件、平成19年度特別会計への繰り入れ案件9件、平成19年度一般会計予算案など各会計予算案32件、その他の議案3件の合計111件であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

#### 教育長の平成19年度教育方針に関する説明

田中敏雄 議長 日程第5、平成19年度教育方針に関する説明を求めます。

教育長。

#### 【高橋準一 教育長登壇】

高橋準一 教育長 本日、平成19年3月市議会定例会の開会に当たり、これまでの市教育行政に対する皆様のご指導、ご支援に対しまして深く感謝申し上げます。

昨年の12月議会で議決いただきました「横手市総合計画基本構想」を受け、横手市の教育指針を「市民（ひと）が生き生きと学び、文化の薫るまちづくりの推進」といたしました。平成18年度の歩みを振り返り、この教育指針の具現化をさらに推し進めていくため、ここに平成19年度の計画をご説明申し上げます、ご理解を賜りたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

教育指針具現化のために、1、学校教育の充実、2、生涯学習の推進、3、スポーツの振興、4、地域文化の振興、この4点を重要施策とし、それぞれの一層の具現化を図ってまいります。

初めに、学校教育の充実についてであります。教育改革が進む中、教育委員会はもとより、学校の主体性・自立性がなお一層強調されております。さらに、学校教育を取り巻く社会環境の激変は、児童・生徒のさまざまな問題を引き起こしております。このような時代にあるからこそ、確かな学力を身につけた子供たちの育成を第一に授業改善を推し進め、地域社会や家庭の教育力をも取り込むことで地域一体となった教育環境を構築し、生涯にわたり学習し続ける人となるよう子供のときから育てていく必要があります。

この基本方針のもと、教育目標を「あなたの夢の応援団～あたたかく かしこく たくましく～」と設定し、この目標実現のための施策として次のようなことを展開してまいります。

1、児童・生徒にとって楽しい学校教育の創造。

（1）確かな学力を身につける学校教育。

（2）たくましく心豊かな人間性をはぐくむ学校教育。

（3）どの子にとっても楽しく学習できる学校教育。

2つ目として、児童・生徒にとって学習しやすい環境づくりの推進。

- ( 1 ) 地域の教育力の向上と協力体制の確立。
- ( 2 ) 学校の施設設備の整備。
- ( 3 ) 学校統合による学習環境の整備と学校建築の推進。

### 3、教職員の実践的な研修の充実。

- ( 1 ) 教育センター機能の充実強化による教職員研修の充実。
- ( 2 ) 社会の要請や変化に即応した研修の充実。
- ( 3 ) 市の指導主事の効率的、効果的な活用。

以上3つの施策を確実に実践していく中で、横手市学校教育の質の向上と児童・生徒の健やかな成長を図ってまいりたいと考えております。

さらに、合併後3年目を迎え、国や県の諸施策に機敏に柔軟に対応しながら、時代のニーズに合った教育を実践するため、児童・生徒の望ましい学習環境の整備充実と維持・整備について、次の4項目を重点的に推進してまいります。

1、安全安心な学校教育施設の整備としまして、( 1 ) 耐震診断・耐力度調査の実施と対策に最善を尽くします。具体的には、優先度調査の結果を踏まえ、耐震診断及び補強工事の実施をしてまいります。さらに老朽施設の耐力度調査とその結果に基づく対応を検討してまいります。

( 2 ) アスベスト問題につきましては、アスベスト対策会議や環境飛散調査の検討結果を踏まえ、経過観察や除去工事を実施します。

### 2、均衡ある教育環境の整備であります。

( 1 ) 小・中学校のコンピュータ機器を整備するなど、情報教育環境の充実を図ります。

( 2 ) 老朽化校舎については、その改修は当然であります。原状復帰にとどまらず、質的改善を考慮した改修を実施していきます。

( 3 ) 特色ある学校づくりのため、予算を重点的に配分します。

( 4 ) 各学校の自主的な施設管理を促進していきます。

次に、3つ目、教育委員会の大きな課題である学区再編、学校統合の問題であります。中間案に基づく計画的な住民への説明会や話し合いの場を数多く設定し、住民の皆様の意見が反映できる統合の実現を目指します。

### 4、事務の効率化のための組織の見直しであります。

( 1 ) スポーツ振興課を平鹿庁舎から雄物川庁舎に移し、機能的な体制をつくります。

( 2 ) 教育総務課内に学校統合班を設置して、学校統合の推進体制を確立します。

( 3 ) 教育委員会管下の施設状況の実態調査を実施し、効率的な管理指針を策定して施設の有効活用に努めます。

大きな2つ目の生涯学習推進についてであります。

社会の劇的な変化の中、市民が一生涯にわたって自発的に学ぶ「生涯学習」の意義と必要性は、ます



ます大きくなっております。市民の皆様が、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「何でも」学習できるよう、できるだけ支援をしていきたいと考え、学習環境の整備に重点を置きながら学校、地域との連携を大事にし、市民の生涯学習活動の充実を支え、市全体の活性化を促進し、学びによるまちづくりを目指します。

この基本方針のもと、生涯学習推進の目標を「楽しく学び みんなで交流 意欲あふれる いきいき横手」と設定し、この目標実現のために重点施策を以下のように決めました。

#### 1、学びの推進。

新しい「学びシステム」の構築、ITの活用と全市的支援ネットワークの構築、子供たちの学習支援の充実。

2つ目が学びの基礎づくりの推進。多様な学びの機会の充実。発表・活躍・交流機会の充実。学びへの支援の充実。学びの場の設定と資源の整備。学びの推進体制の整備。

生涯学習推進体系を確立し、市民一人ひとりが楽しみや喜びを感じながら、主体的に学び、生きがいを持つことができるよう多様な学習機会の提供など学びの支援を充実させていきたいと考えております。

大きい3つ目、スポーツの振興について。

現在、子供たちの体力低下や高齢者の医療費問題など、健康・体力に関する問題が山積しております。このような諸問題解決のためにも、また地域の活性化のためにも「健康づくり」と「スポーツ」が一体となった生涯スポーツの振興を目指します。

この基本方針のもと、スポーツ振興の目標を「いつでも どこでも だれでも いつまでも」と設定し、重点施策を次のように決めました。

#### 1、スポーツ施設・空間の提供。

#### 2、スポーツの機会の提供。

#### 3、スポーツ団体への支援。

1人1人の目的に応じて心と体を開放し、スポーツに親しむことは、確実に健康増進につながります。また、仲間とともにコミュニケーションを図りながら運動することは、人生を豊かなものにしてくれます。このようにスポーツには人生を元気に生き抜くための知恵と力があります。今年度は市総合計画のもとに、実施計画となる「横手市スポーツ振興計画」の策定に取り組むとともに、気軽に参加できる生涯スポーツの普及促進に努めてまいります。

大きい4つ目、地域文化の振興についてであります。

新横手市では、地域ごとの豊かな個性を持ちながらも、自然風土や歴史文化といった地域資源が一体となった広がりを見せております。平成18年度では200件余りの指定文化財を初め市内全域に点在する郷土遺産の集成に一定の成果がありました。今後も引き続き貴重な文化財の掘り起こしや調査を積み重ねてまいります。

こうした地域に根差した文化財を保護管理するのみでなく、豊かなまちづくりの資源として生かすた

めにも普及活用事業を積極的に展開いたします。

この基本方針のもと「知りたい 学びたい 教えたい 横手の文化」を目標に、総合計画に従い以下の重点事業に取り組みます。

- 1、後三年合戦等関連史跡整備計画策定調査事業、市内主要城柵城館遺跡範囲確認調査。
- 2、文化財の指定と保存活用。
- 3、資料館施設の充実。
- 4、市民との協働事業。
- 5、開発事業への対応。

かけがえのない地域の遺産を市民自らが学び、楽しみ、郷土に誇りが持てる新たな生活環境感の醸成、ひいては活力あるまちづくりにもつながるものと考えます。

以上、「教育の基本方針」についてご説明申し上げました。

次に、平成19年度の横手市学校教育の重点についてご説明申し上げます。

将来が不透明な時代を迎え、世界各国も日本も幾多の課題に直面している中であって、豊かな夢や希望のある社会を構築していくためにも、学校教育に対する期待はますます大きくなっております。

今、学校教育に求められている大きな課題は、教育の原点に立ち返り、豊かで温かい心を持ち、賢く、健やかな子供を育成することであり、新しい時代を切り開き、心豊かでたくましい日本人としての子供たちを育てていくことだと考えます。この基本的なスタンスを大切に、平成19年度の横手市学校教育の重点を以下のように設定し、全力を尽くしてまいり所存であります。

- 1、1人1人の学習状況に応じた指導方法を工夫し、授業改善と小・中連携を推し進める中で、確かな学力の向上を図ります。
- 2、地域との連携を視野に入れ、温かい豊かな心をはぐくむ道德教育の充実を図ります。
- 3、働くことの喜びや意義を実感できる体験活動の推進とキャリア教育の一層の充実を図ります。
- 4、食に関する指導等を含む健康教育の充実を図ります。
- 5、児童・生徒の安全確保のための協力体制の確立と日常活動の実践を通して安全・安心な学校づくりを目指します。
- 6、教育センター・南かがやき教室を拠点に、教育相談体制を確立強化し、いじめ、不登校対策に万全を尽くします。
- 7、県立の特別支援学校等との連携を強化し、特別支援教育体制の充実を促進します。
- 8、ALTの活用による英語力の向上と国際理解教育の充実、小学校の英語活動の推進を図ります。
- 9、将来を見据え、全市的な視野に立ち、統合も含めた通学区域の再編を推進します。
- 10、横手市が抱える指導主事を効果的に活用し、教員の資質の向上、各校の研究実践の充実に寄与します。

教育の地方分権と教育改革が進む中、教育に対する市民の皆様の大きな期待にこたえ、21世紀の新し

い時代を切り開き、郷土の未来を担う人材育成に全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位及び市民の皆様のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

以上であります。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後 1 時 20 分といたします。

午後 0 時 1 7 分 休憩

午後 1 時 2 0 分 休憩

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 報告第 1 号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第 6、報告第 1 号専決処分の報告について報告を求めます。大森地域局次長。

太田照敏 大森地域局次長 ただいま議題となりました報告第 1 号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、法律上その事務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙専決処分書のとおり専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容であります。2 ページ、専決処分書をごらんいただきたいと思います。

事故の発生日時は、平成 17 年 1 月 21 日午前 6 時 50 分ごろ、発生場所は横手市大森町字持向 165 番地、横手市大森林業者等休養福祉施設さくら荘内でございます。

被害者は、表記に在住の白石富美子さんであります。当時 65 歳でございます。

事故の概要であります。さくら荘の宿泊客である被害者が早朝入浴のため廊下を通行中、温泉の湯気により結露したと思われる廊下で、すべって転倒し、腰及び頭部等を打撲したものであります。

損害賠償額は上記転倒・打撲事故にかかわる治療費及び障害慰謝料等の損害賠償をするものであります。施設側が 100% の過失割となりまして、56 万 8,910 円を賠償するものでございます。

なお、これについては全額、総合賠償責任保険より補てんされております。

また、参考までであります。和解手続等に期間を要したのは被害者の治療完治後、示談交渉に応じていただいたため、今日に至ったものでございます。さらに、事故後は当該廊下にじゅうたん等を敷き、さらに注意をお願いする張り紙等をするなど施設職員が一丸となって事故の再発防止に努めておりますことをつけ加えさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第1号の報告を終わります。

#### 報告第2号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第7、報告第2号専決処分の報告について報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 報告第2号専決処分の報告でございます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、法律上その義務に属する損害賠償額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

4ページに専決処分書がございます。

その内容は、平成18年12月25日月曜日、午後2時45分ごろ、横手市赤川字野際44番地8先路上におきまして、横手市消防本部予防課職員が県道を公用車にて進行中、対向車の陰から横断してきた被害者の方の発見におくれてしまいまして、接触、負傷させたものでございます。

被害者の方は記載のとおりでございますが、6歳のお子さんでございます。

損害賠償額は9万1,680円でございます。

以上、報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第2号の報告を終わります。

#### 報告第3号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第8、報告第3号専決処分の報告について報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 報告第3号も同じく交通事故によります専決処分でございます。

その内容は、平成18年12月28日木曜日、午前9時20分ごろ、横手市平鹿町下鍋倉字下掬40番地の1、平鹿道路管理センター敷地内でございます。

事故の概要は、道路管理センター敷地内におきまして、平鹿地域局地域維持課職員が格納庫より市公用車を後進させる際、後方確認不足により敷地内を進行してきた被害者の車両に衝突し、破損させたものでございます。

被害者の方は記載のとおりでございます。

損害賠償額は10万4,217円でございます。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） ちょっとお聞きしますけれども、1月前というようなことで、この方、被害者の方は全然敷地内を普通は通っている方なのか、それともどういう方なのかお知らせください。

田中敏雄 議長 平鹿町区長。

柿崎洋悦 平鹿町区長 この方は、冬季の除雪の臨時にオペレーターとして来ている方だと記憶しております、普通の方でなくて。

田中敏雄 議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。6番柿崎議員。

6番（柿崎孝一議員） 去年も職員が後退させる際に後方不確認ということで衝突事故を起こした経緯があります。そのときもたしか対策を十分とるといような答弁いただいておりますけれども、全く後方確認、それも公用車を格納庫より後進という、普通はまず後進で車庫に入れて頭から出ていく、普通の格納の仕方ですけれども、そういう去年の教訓が全然生かされていない。そういう上司、毎朝の訓示とかでそういう注意はしっかりしていたのかどうか。その辺、確認してもらいたいと思います。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 去年におきましては、それこそ議員おっしゃるとおり、バックによる事故が結構多かったわけでありまして。それで常日ごろ気をつけるのはもちろんですが、公用車の場合でも特にバックは気をつけて運転するようにと常々申してございます。この場合まず格納庫に前から入れていたと。そのことで、バックで出た際に事故が起きたということですので、そこら付近につきましては、これからも十分に注意をして徹底していきたくと、そう思っております。

以上よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第3号の報告を終わります。

#### 報告第4号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第9、報告第4号専決処分の報告について報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 同じく専決処分の報告でございます。

8ページのとおり専決処分いたしましたので、ご報告するものでございます。

その内容は、平成19年1月10日水曜日午前2時40分ごろ、雄物川町今宿棒突18番、その場所におきまして雄物川地域局地域維持課除雪作業員が除雪ロータリー車にて除雪作業中ハンドル操作を誤り、横道上丁会館に衝突し、破損させたものでございます。

損害賠償額は31万590円で、その会館の修理代に充てるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） 除雪中の作業中なんですけれども、このときは乗車は2人乗車ですか。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 2人乗車しておりました。

田中敏雄 議長 17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） 会館等に衝突したというふうに書いてあるので、どの程度の衝突かはわからないんですけれども、どういうふうな形で、どうなってこういうふうになった、詳しいことは当然同乗していた方にも聞き取りをしたというふうに思うんですけれども、その点について、どういう聞き取りをしたのかお聞かせください。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 先ほど申しあげました日時と場所におきまして、市道沼館今宿中線の除雪作業中、道路埋没の水道仕切り弁に除雪車の後方部が接触したため、停車し、そして発進しようとした際、操作レバーの操作誤りにて、左斜めの前方に急に発進させてしまったと。その際、上丁の会館の壁と除雪車左側の側面が衝突いたしまして、会館の外壁、窓ガラス、アルミサッシなどを破損させたものでございます。

なお、運転者、助手等にもけがはなかったと、そのように聞いてございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） 今、市全部が2人乗車というふうな形になりました。旧十文字の当時は1人ずつでありましたので、そういう点では私も旧十文字のときもみんな注意して、こういう事故というのは余り聞いたことなかったんですけれども、2人乗車になっても、こういうことが起きてくるというふうなことで、そうすると、2人がいて注意できないほどのハンドルミスといいますが、何かそういうアクシデントが起きるような、そういう状況にあったのかどうか、そこら辺についてどうなんですか。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 まず、毎日出勤前の数あるミーティングの際には、事故防止については常にしておるわけなんです、今回のこのアクシデントは、安全確認というよりアクシデントというか、交通安全の別の分野の事故ではないかと、そのように思っております。しかしながら、このような事故は常にあるものだということを念頭に、これからも作業安全等に力を入れていきたいなと、そのように思います。

以上でございます。

田中敏雄 議長 17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） いろいろ話しても、なかなかかみ合わないところあるんですけれども、多分私の想像ですけれども、普通であれば、どこに何があるか、初めての人は大変わからない状況にあるか

もしもありませんけれども、ほとんどの人は確認をしているわけなんです、自分が歩くところは。しかも、2人がいるんですから、あそこはこういう状況ああいう状況、こういうことがあるから気をつけていこうな、当然そういうことはやっているはずであります。なおかつ、それでもこういうふうな会館にぶつかるといふような状況になったということは、やっぱり何かそこら辺に特別な例えはないものがあったり、今まで穴がなかったのが急に穴があいていたりとか、例えばの話ですよ。そういうふうなものはそういうふうな形になって急にこういうことあった。2人いたけれども、見逃してしまった。当然そういうふうなこともあるわけなんですけれども、やはりそういう確認をしながら、さらにこういうふうな2人でやる、なってしまうというふうなことについては、私はどうも普段から、そういうふうなことをしっかりやっていなかったのかな、こういう思いがあるものですから、今お聞きをしたところであります。

そこら辺については、それでは建設部長どうですか。どういうミーティングをやっているんですか。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 議員がおっしゃるように、今冬は最大の目標を事故をゼロにしようということで全員が意志統一を図りながらスタートをしました。その際に、一番やっぱり我々が重視をしたのは、議員がおっしゃるように、しっかり事前のパトロールを日常普段にどれだけやるのかということがとても大事であります。ですから、そのことは、今度はこれまで以上に懸命にパトロールを重視しながら、あるいはそれぞれのオペレーターが自分の担当する路線における障害物とか危険物とか等々があるのかないのか、そういったこともきちっと確認をしながらやろうということで今回スタートしたつもりであります。それが今回の事故については、雪の下でわからなかったということには理由はならないわけありますけれども、心ならずもそういう事故が発生したということでありますから、その後、直ちに全地域局の担当課長あるいは担当者に対し、もう一度しっかり点検をしながらやるようにという指示をいたしたところでありますので、この後も、ぜひそういった小さな障害物に対しても、しっかり対応できるような細心の点検なりパトロールなりを実施しながらやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第4号の報告を終わります。

同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第10、同意第1号副市長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 ただいま提案申し上げました同意第1号でございますが、副市長の選任についてご説明をいたしたいというふうに思います。

平成19年4月から横手市副市長に小野タツ子氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定によりまして議会の同意を求めようとするものでございます。

小野氏は横手市平鹿町在住の56歳、横手城南高校を卒業後、昭和45年4月に旧平鹿町役場職員として採用され、総務課主幹、議会事務局長を経て現在横手市会計課長として勤務しております。

よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 今回の副市長の選任については、市長の専権事項であることは十分に承知をしておりますが、なぜ職員からの内部起用なのかという点1点。そしてまた、その職員からの起用という取り組みが職員全体に及ぼす影響をどう考えているか、この2点をお尋ねしたいと思います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 副市長の選任については、現在の石川助役が4月1日から自動的に1人の副市長となるわけでありましたが、条例でもお認めいただいたとおり副市長二人制をとっております。合併新市の広範な業務を2人で分担することによって、政策の企画、実践等々に精度を上げていきたいというふうな願いからでありました。その際ご案内のとおり、石川助役は民間での会社経営等々の経験の豊富な方でございますが、私としては、いま一人の方については市の行政組織に精通した方が好ましいというふうに思っておりました。そういうことで内部からの起用、あるいは職員を経験した方からの起用ということを前提に検討してきた経緯がございます。

もう1点、内部起用に伴う影響についてであります。特段この場合の影響という意味は、いい影響悪い影響両方指すのかなと思いますが、取り立ててその影響について深く考えた経緯はございません。あえて申し上げれば、これは私が選んだわけでありまして、私の目から見て副市長として十分な可能性を秘めていると。やったことないわけでありまして、私とその可能性を判断し、認め、期待を申し上げている人材はこういう人だということを職員の皆さんはよくわかっていただけたのではないかと。それはプラスの影響として出てくるだろうというふうに思います。要するに、性別の問題だとか、年の問題だとか、どんな仕事してきたかというのは一切考慮しなかったわけじゃないけれども、そういう意味で例えば「長きをもってとうとし」だとか、性別についてどうだとか、年齢がどうだとかというふうなそういう要素でない部分で、私が判断したということをご理解いただける人事になるのではないかと思います。



います。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。6番柿崎議員。

6番（柿崎孝一議員） この副市長の制度ですけれども、皆さんご案内のように平成17年12月の地方制度調査会の答申によるものだと思います。その地方制度調査会の答申の要旨によりますと、この助役、収入役制度は明治21年以来100年以上の制度であるが、地方公共団体が所管する行政分野や財政規模が拡大し、さらに地方分権改革により地方公共団体がみずから判断し得る分野が拡大したことを踏まえ、市長を支えるマネジメント機能の強化を図る必要がある。そういった意味で、まず助役、収入役制度を廃止して副市長制度を設ける。このことによって、市長は政策決定に専念する一方、副市長は担当分野の政策の執行に当たると。いろいろな補佐というよりも、市長の職務権限を委任することができることを明確にし、みずからの権限と責任において事務の処理に当たることができることとすべきであるというような答申内容があります。そのことを受けて、この横手市では、市長は予算と政策づくり、副市長は執行段階での権限を持たせるといったような意思決定と執行に今後どのような変化があるのか第1点、そして市長はこの職務権限をどの程度、副市長に与えていくのか。そして、今現在、区長という制度で8人、そして今助役もおります、9人。今度、新しくもう1人加えると10人という特別職がふえるわけです。この10人というものをどのように機能していくか、今後まず区長が一応任期がもう1年ないというところです。その次回の区長の選任についてどのような影響があるのか。

以上お聞かせください。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 ご指摘のとおり、助役制のときは片仮名言葉で言えばアシスタントという訳がつくと思いますが、副市長になりますとアシスタントではなくて分担をする、かわりに分担をするという性格も帯びてまいりますので、そういう意味では今まで以上に決裁権限等々の拡充をやっぴり図らなければならぬだろうと思っています。ただ具体的運用につきましては、私どもまだ研究途上でございますので、今その職務分担もあわせて検討を進めているところであります。お認めいただいた段階でしっかり決めていきたいなというふうに思います。

それから、区長制度、今後については現在のところ、合併当初決めました特例法による地域自治区、あるいは地方自治法で決めた自治区等々の2つの自治区があるわけでありましたが、その区の区長としての機能は、いまだもってまだまだ道半ばでございますので、今将来について判断する時期ではないというふうに思っております。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第1号を起立により採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定いたしました。

同意第2号～同意第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第11、同意第2号横手市横手町四町財産区管理会財産区管理委員の選任についてより、日程第17、同意第8号横手市横手町四町財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでの7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号から同意第8号までの7件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号から同意第8号までの7件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 ただいま同意案件として2号から8号まで一括説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず同意第2号につきましては、横手市横手町四町財産区管理会財産区管理委員の選任のお一人目、藤井健太郎氏でございます。氏は横手市田中町在住、現在委員を2期務めておられます。

同じく同意第3号であります。横手市中央町に在住しておられます増田純一郎氏をお願い申し上げたいと思えます。増田氏は新任であります。

同意第4号につきましては、横手市大水戸町在住の富樫良助氏を選任いたしたく思えます。富樫氏は現在、委員を2期務めておられます。

同意第5号につきましては、横手市田中町在住の阿部光清氏を選任いたしたく存じる次第でございます。阿部氏は現在、管理委員を1期務めておられます。

続きまして、同意第6号につきましては、横手市中央町在住の多賀系敏雄氏を選任いたしたく存じます。現在、氏は管理委員を2期務めておられます。

同じく同意第7号でございますが、横手市中央町在住の石井俊博氏を選任いたしたく存じます。石井

氏は現在、管理委員を2期務めておられます。

そして、同意第8号につきましては、横手市大水戸町在住の升村彰氏を選任いたしたく存じます。升村氏は現在、管理委員を2期務めておられます。

以上の方々よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第2号から同意第8号までの7件を採決いたします。同意第2号から同意第8号までの7件、同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号から同意第8号までの7件は同意することに決定いたしました。

同意第9号～同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第18、同意第9号横手市境町財産区管理委員会財産区管理委員の選任についてより、日程第23、同意第14号横手市境町財産区管理委員会財産区管理委員の選任についてまでの6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第9号から同意第14号までの6件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第9号から同意第14号までの6件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 同意第9号から同意第14号まで、まとめてご説明申し上げたいと思っております。

横手市境町財産区管理委員会財産区管理委員の選任についてでございますが、同意第9号につきましては、横手市上境在住の山石諒一を選任いたしたく存じます。現在、委員を2期務めておられます。

同意第10号につきましては、同じく横手市上境在住の堀江弘氏を選任いたしたく存じます。現在、氏は管理委員を1期務めておられます。

同じく同意第11号でございますが、横手市下境在住の柴田由雄氏を選任いたしたく存じます。現在、委員を5期務めておられます。

続きまして、同意第12号でございますが、横手市下境在住の皆方武氏を選任いたしたく存じます。委員を1期務めておられます。

続きまして、同意第13号でございますが、横手市上八丁在住の木曾與四郎氏を選任いたしたく存じます。現在、委員を1期務めておられます。

続きまして、同意第14号でございますが、横手市下八丁在住の鈴木利比古氏を選任いたしたく存じます。現在、委員を1期務めておられます。

以上でございます。よろしく願いたいします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第9号から同意第14号までの6件を採決いたします。同意第9号から同意第14号までの6件、同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第9号から同意第14号までの6件は同意することに決定いたしました。

議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第24、議案第1号横手市市営温泉施設財政調整基金条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第1号横手市市営温泉施設財政調整基金条例についてご説明申し上げます。

本案は、整理統合によって新たに設置を予定しております市営温泉施設特別会計に関する財政調整基金の設置を定めようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、本議会の議決を求めようとするものでございます。

これは、それぞれ独立しておりました温泉施設関係の財政調整基金条例を、特別会計の整理統合に合わせまして1つの基金条例にしようとするものでございます。

10ページをお願い申し上げます。

第1条では、横手市市営温泉施設財政調整基金の設置について定めております。

基金の内容は、12ページをお願い申し上げます。12ページの別表のとおり、雄物川国民保養センター三吉山荘財政調整基金初め施設ごとの3つの財政調整基金でございます。

戻りまして、第2条では基金として積み立てる金額、第3条では基金に属する現金の管理、第4条では基金の運用から生ずる収益の処理について、第5条では繰替運用、6条では基金の処分について定めてございます。

附則では、施行期日と経過措置を定めておりまして、12ページの附則第3項では本条の制定に伴って廃止する条例を定めてございます。

以上、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第25、議案第2号横手市生活安全安心条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第2号横手市生活安全安心条例についてご説明申し上げます。

この条例は、市民が安全で安心して生活できる地域社会の実現を図るため、制定しようとするものでございます。

条例の内容ですが、第1条には目的、それから第3条には市の責務として総合的な施策を策定して執行すること、第4条には市民及び事業者の責務、第5条には生活安全安心会議を設置し、市長の諮問に応じ生活安全安心に関する問題の把握と市の施策についてご協議いただき、市長に意見を述べるができることといたしております。

なお、附則では施行期日について定めさせております。

何とぞご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。10番近江議員。

10番（近江湖静議員） 条例そのものについては大変良かったと思います。県条例が制定されて3年目であります。聞いてみますと、他市でもほとんど制定をされておりますし、遅まきながら出したということですので、よかったと思いますが、2つばかり聞いておきます。

タイトル、名前に生活安全安心、「生活」という文句が名詞が入っておりますけれども、その意味があったら教えてください。

2つ目は、第5条の安全安心会議のメンバーといいですか、あるいは委員数といいですか、その内容

について。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 特に「生活」という言葉に対しては、特に取り立ててこういう意味があるとか何か、そういうものとしてはとらえておりませんでした。ごく一般に、一般市民の方が生活をしていく中での安全安心の環境づくりということで、この条例のタイトルを決めさせていただいております。

それから、メンバーということなんですが、まだ確定はいたしておりませんが、傾向的には青少年の育成に関する方々、それから消防協会の方々、それから民生児童委員、それから小・中・高のPTA関係者、それから防犯協会、防犯指導隊、それから交通指導隊、それから交通安全母の会、それから小・中・高の校長会、それから保育協議会、それから老人クラブ、婦人会、それから交通安全協会、そこら辺のところをメンバーとして一応考えております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第26、議案第3号横手市障害者支援施設設置条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第3号横手市障害者支援施設設置条例についてご説明申し上げます。

17ページをお願い申し上げます。

本条例の設置につきましては、19年4月から新しく横手市障害者支援施設ひまわり社を開設したいこと並びにこれまで設置してございます横手市障害者施設大和更生園、通所授産施設ユー・ホップハウスの関係でございますけれども、ユー・ホップハウスについては19年4月から障害者自立支援法に対応した形に再編を図る。それから、大和更生園の入所の関係でございますけれども、それぞれ入所されている方々の状況等を勘案しながら、国が経過措置期間の満了とされています平成23年度までに準備をし、そういった訓練をユー・ホップハウス等々と一緒になって行いたいということから、新たに条例を設定しようとするものでございます。

1条につきましては設置につきまして、それから第2条はこの3つの施設の名称、位置、それから定員について定めるものでございます。

第3条は、費用について定めてございます。

第5条の関係ですけれども、指定管理による場合の管理についてできるというふうな規定を第5条に規定してございまして、第6条はその指定管理者の業務について規定してございます。

次のページ、19ページになりますけれども、第8条この条例に定めるもののほか、必要の事項は別に定めるといことになります。

なお、この条例は平成19年4月1日から施行したいということでございます。

経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前日までに、現在ある施設での行われた処分、手続につきましては、この条例の相当規定によりなされたものとみなすということにしております。

なお、現在ございます横手市知的障害者更生施設設置条例、横手市知的障害者授産施設設置条例は廃止をするというものでございます。

どうぞよろしくご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） この支援施設につきましては、関係者が長年望んでおりました施設の実現でありますので、大変喜んでおるようでございます。よかったなと思っております。

ただ、現在の改装中の建物は3階建てのはずです。たしか1、2階が健康の駅ですか、この施設が3階に設置されるというふうに聞いておりますが、そこら辺の関係。と申しますのは、関係者はできれば障害者でありますし、1階に設けてもらいたいというふうな強い希望があるように承っております。

それから、これは定員20名とありますが、現在施設を利用したいというふうな希望を持っている方、そこら辺の実態について、2点について伺いいたします。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 お答え申し上げます。

施設としては1階が望ましいということについては、そのとおりだろうと思います。現在、私ども整備しようとしたしておりますのは、2階を作業支援と生活支援の場、それからあそこの建物は3階が畳の部屋等も含めまして、いわゆる休憩等がとれるような状況になっておることが1点でございました。そしてまた、エレベーター等についても、そのまま使えるというふうな状況でございまして、そういった点を活用しながら、今回は2階、3階としたところでございます。

なお、将来的な横手市の障害福祉計画にもございますけれども、将来的な需要にこたえるためには現在の健康の駅の事務室等々との関係はあるわけでございますけれども、将来的には40名程度まで拡充できるのではないかと。そうした場合は1階についてそういった改修を進めていく方向で考えるべきだろうというふうに思っております。

なお、現在の施設の利用についてでございますけれども、この施設の計画した段階でございますが、現実的に保護者あるいは当該本人等から事情をお聞きしましたところ、初年度は7名程度の方の利用希望がございました。ただ現実的に、この連絡協議会ネットワークつくってございまして、横手市から大仙市の施設利用されておる方もございまして、そういった関係も含めまして、今後利用者については増えてくるものだろうというふうに考えております。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第27、議案第4号横手市道の駅設置条例を議題といたします。

説明を求めます。十文字町区長。

田中邦廣 十文字町区長 ただいま議題となりました議案第4号横手市道の駅設置条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、観光産業並びに文化の振興を図る施設として、ただいま十文字地域に建設中の道の駅について、その本体工事が3月中に完成の予定であることに伴い、施設の設置条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、議案書の21ページからになりますけれども、第1条及び第2条において施設の設置、名称、位置等の基本的な事柄を定めております。名称につきましては「まめでらが～道の駅十文字」としております。

第3条には、この道の駅を構成する施設を定めております。このうち第1号から第3号までは横手市が、第4号から第6号までは国土交通省が所管する施設となっております。

第4条では、道の駅が行う事業を定め、第5条から第7条までは使用料に関する事項、第8条から第12条までは指定管理者に関する事項を定め、第13条において損害賠償について定めております。

また、これに関連する条例の一部改正が必要になりますことから、附則第2項において横手市行政財産使用料条例を、第3項において横手市農産物加工施設設置条例を、第4項において横手市農林水産物直売・食材供給施設設置条例を、それぞれ改正することとしております。

使用料金の設定に当たりましては、秋田ふるさと村を初め他の施設の例を参考にして設定しております。

なお、この条例の施行日は平成19年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託



田中敏雄 議長 日程第28、議案第5号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第5号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

平成18年6月14日に消防組織法が改正され、第1条の横手市消防本部及び消防署設置条例、第2条の横手市消防団設置条例、第3条の横手市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例、以上3本の一部改正をお願いするもので、内容は本法に基づく条項の整理と横手市例規の一般的な書式に合わせて字句等について修正し、あわせて附則では横手市非常勤消防団員の定員に関する条例を廃止し、条例を整理統合しようとするものでございます。

団員の定年等の重要事項についての改正ではございませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第29、議案第6号横手市雄物川町里見財産区管理会条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 議案第6号横手市雄物川町里見財産区管理会条例についてご説明申し上げます。

合併時に暫定施行しておりました雄物川町里見財産区管理会条例により選任されておりました委員が任期満了に伴うことから、暫定施行しております条例を廃止いたしまして、新たに管理会条例を制定しようとするものでございます。

33ページをお願いいたします。

この条例は、第1条の趣旨から35ページの9条委任まで定めておりますが、旧条例から変更になった部分についてご説明申し上げます。

その変更点は第3条でございます。旧条例におきましては、委員は選挙による選任と定めてございました。その選挙による選任から、新条例では財産区の住民が推薦した者を市長が選任すると、そのように変更してございます。

附則では、施行の期日並びに旧条例の廃止を定めてございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。10番近江議員。

10番（近江湖静議員） 条例そのものについては疑義がございませんけれども、今の説明ですと3条の委員の選任で財産区の住民が推薦した者、当たり前の文言でありますけれども、現状もさっき市長の方から推薦があったように、具体的に該当住民が推薦する手法について、具体的現況どのような保証をやっているのか。やはり広範な範囲を持つ財産区とすれば大変な、言葉では大分簡単でありますけれども、推薦のやり方について難しいんじゃないか。こういう心配もございますので教えてください。

田中敏雄 議長 雄物川町区長。

皆川捷悦 雄物川町区長 この委員を選出する手法ということでありましてけれども、現在は地区ごとの、その財産区内にあります地区ごとの選挙、立候補による選挙によって行っております。ただ、今回の改正というんですか、制定する条例による選出方法でありますけれども、住民が選出した者、この手法どうするかについては、私はちょっとタッチしていませんといいますが、かかわってありませんでしたので、ちょっとわからないところでありますが、お許しいただきたいと思っております。

田中敏雄 議長 10番近江議員。

10番（近江湖静議員） 条例を提案する立場の部の皆さんが一応新しく条例を出した以上は、一番問題なのは、やはり私ども住民の推薦なんでありましてと思っております。具体的な統一した内容がなければ、地域が若干混乱する危険性もあるのではないかと、そういう危惧であります。小さい部落ならいいけれども、大きな範囲も財産区があると思っております。お考えがありますか。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 管理会の運営委員会、委員でなくて運営委員会といいますが、そのような会の会長さんの推薦等を考えてございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第30、議案第7号横手市福地財産区管理会条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 議案第7号横手市福地財産区管理会条例についてご説明申し上げます。

この条例も先ほどの条例と同じく、暫定施行しておりました旧条例を委員が任期満了になることから、旧条例を廃止いたしまして、新たに条例を定めようとするものでございます。

38ページの第1条趣旨から、これも40ページの9条委任まで定めてございますが、これも変更点のみ

ご説明申し上げます。

変更点は、第2条の2項、管理会は財産区管理委員6人をもって組織すると定めてございますが、暫定施行条例は7人となってございました。

それから、第3条では、委員は財産区内に3月以上住所を有する者で、横手市の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、財産区民の住民が推薦したものを市長が選任すると定めておりますが、旧条例では、選挙による委員が6人、長が議会の同意を得て1人の委員を選任するという内容になってございましたが、今回、先ほどの内容に変更しようとするものでございます。

附則では施行期日と経過措置を定めてございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第31、議案第8号横手市行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第8号横手市行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、この条例につきましては平成19年4月の事務分掌の見直しを予定しておりまして、それに合わせて条例を改正しようとするものであります。

内容についてご説明申し上げますので、43ページをごらんいただきたいと思います。

43ページの上段のところにつきましては、字句の整理であります。

中段のところ、第3条であります。部の分掌事務中、福祉環境部の事務分掌に規定されております交通安全、防犯、消防及び防災に関することを総務企画部の事務分掌にしようとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第32、議案第9号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第9号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、今年度、大森地域坂部地区に鉄塔を設置いたしましたので、その1項をこの条例に加えようとするものであります。

45ページをごらんいただきたいと思います。

この鉄塔の位置であります。大森町坂部字小屋ノ沢であります。

以上、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第33、議案第10号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第10号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

47ページをごらんいただきたいと思います。

47ページの表中、農業委員会の項がありますが、現在は横手市農業委員会委員の報酬額及び費用弁償の支給方法条例というのがございまして、これを廃止いたしまして、この条例の中に一本化しようとするものであります。

次に、50ページをごらんいただきたいと思います。

50ページの下半分ぐらいのところではありますが、国民保護協議会の委員、それから生活安全安心会議の委員、それから行財政改革推進委員会の委員というところがございますが、それぞれ国民保護協議会条例、それから今回提案しております生活安全安心条例、それから既にあります横手市行財政改革推進委員会設置条例の委員の報酬額を今回ここに定めようとするものであります。

それから、下から2番目の介護認定審査会の委員ではありますが、現在横手市介護認定審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例というものがございまして、これを廃止して、ここに一本化しようとするものであります。

次に52ページをごらんいただきたいと思います。

52ページの学校医、それから次のページの歯科医師までのところでありますが、学校保健法に規定してある学校医、学校歯科医師等について報酬額をこの条例で定めようとするものであります。

54ページ、附則のところではありますが、54ページ、先ほども申し上げましたが、この改正に伴いまして横手市農業委員会委員の報酬額及び費用弁償の支給方法条例、それから横手市介護認定審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例は廃止しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。10番近江議員。

10番（近江湖静議員） 条例そのものについては、費用弁償そのものについては疑義はございませんけれども、49ページの1点だけ内容についてお尋ねをしておきますが、青少年問題協議会、これでありませぬ。これは立派な条例がございますが、新市になってから、私の記憶では1回も開催をされておらぬいんではないか。必要ないとするならば、ないように廃止すべきであります。ですけれども、青少年問題については今ご案内のとおり教育委員会なり、あるいはさまざまな防犯なり、いろいろ大きな問題があるところでもありますので、現状どういうふうになっておりますか。議員からも、たしか多くの今日聞いてみますと選任されておるようであります。5名おります。具体的な運用状況についてお知らせください。

田中敏雄 議長 教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 担当の方からご説明申し上げますが、青少年問題協議会の委員の会議、まだ開いていないということですが、これにつきましては今年度18年度開くことにまだなっておりませぬ。これについては社会現象等でいろいろ青少年の問題も数多く出されておりますので、至急に検討させていただきまして、開かなければならない問題があれば早期に対応したいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

田中敏雄 議長 10番近江議員。

10番（近江湖静議員） ついででありますけれども、委員が2期目ですか、全員選任がそれぞれの分野から選任をされておりますか。

田中敏雄 議長 小野次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 私の記憶では選任されているはずでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第34、議案第11号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第11号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員等に準じて扶養手当及び管理職手当を改定しようとするものであります。

内容についてご説明申し上げます。

56ページであります。ちょっと見ただけでなかなかわかりにくいんですけども、第6条中では扶養手当のうち現在3人目から扶養手当5,000円というふうになっておりますが、一律6,000円にしようとするものであります。

それから、第8条中では管理職手当を現在は定率にしておりますが、これを定額にしようとするものであります。

なお、管理職手当の上限は最高号給の100分の18というふうになっておりますが、現在の市の管理職手当は7級が100分の13、6級の次長職が100分の10、課長が100分の8、その他管理職が100分の6というふうになっております。

以上で説明終わります。よろしくお願申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第35、議案第12号横手市技能労務職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第12号横手市技能労務職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴いまして、同条例の字句を整理しようとするものであります。

59ページをお開きいただきたいと思います。

59ページにありますとおり、1条、2条、3条で「職員」という表記を「技能労務職員」というふう

に定めようとするものであります。

よろしくお願申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第36、議案第13号横手市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 議案第13号横手市特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、特別会計を整理統合しまして、新たな特別会計を設置しようとするものでございます。

特別会計の整理統合の内容でございますが、まず1つは、特別養護老人ホーム特別会計の統合でございます。特別養護老人ホームの運営は、市といたしまして1つの事業であるという観点から、特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計、雄水苑特別会計、憩寿園特別会計、白寿園特別会計、鶴寿苑特別会計の5つの特別会計を特別養護老人ホーム特別会計に統合しようとするものでございます。

また、もう一つは、大和更生園特別会計と通所授産施設特別会計の統合でございます。これは障害者自立支援法の施行によりまして、これまでの更生施設と授産施設のくくりがなくなる。そういうことから大和更生園とユ－・ホップハウスの一体的な運営、施設サービスの向上、あるいは事務の効率化等を図るために障害者支援施設特別会計に統合しようとするものでございます。

また、3つ目は、市営温泉施設特別会計の設置でございます。これは直営の温泉施設の経理と経営状況の明確化等を図るために、国民保養センター三吉山荘特別会計、地域間交流施設雄川荘特別会計、林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計を1つの特別会計にするとともに、今まで一般会計で経理をしておりましたときめき交流センター「ゆっふる」、あるいは温泉保健施設雄物川温泉えがの丘、大森農業者休養施設をこの特別会計に加えまして、直営の6つの温泉施設を1つにまとめました市営温泉施設特別会計としようとするものでございます。

その内容につきまして、61ページをお願い申し上げます。

第1条第10号から第14号までの改正は、特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計ほか4つの特別会計の削除をするものでございます。

18号、19号は、大和更生園と通所授産施設特別会計を削除するもの、26から29までは三吉山荘特別会計、雄川荘特別会計、さくら荘特別会計を削除するものでございます。それによりまして、35号には特別養護老人ホーム特別会計、36号といたしまして障害者支援施設特別会計、37号といたしまして市営温泉施設特別会計を加えようとするものでございます。

附則では施行期日と経過措置を定めてございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。6番柿崎議員。

6番（柿崎孝一議員） 今、大変丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。大和更生園、通所授産施設特別会計を一緒にするということのまず有効性は十分今認識したところでございますが、特別養護老人ホームや温泉施設、これ一緒にやることで、かえって1個1個が見えなくなるような気持ちもしますけれども、そういう単体の会計をした上で、また一緒にするという意味でしょうか。その辺、会計の手法をもう一度詳しくお知らせください。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 1つの特別会計にいたしましても、款ごとに分けてございますので、各施設の収支はわかるようにしたいと思っております。それで、もしそれでも不足な場合は追加資料ということで各施設の数字が見えるような形にしたいと思っております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第37、議案第14号横手市財産区等財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 議案第14号横手市財産区等財政調整基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、横手市醍醐財産区にかかわります財政調整基金を新たに設置するために本議会の議決を求めようとするものでございます。

64ページをお願い申し上げます。

別表に横手市醍醐財産区財政調整基金といたしまして、醍醐財産区における災害復旧、その他財源の不足を生じたときの財源に充てようとする基金を新設しようとするものでございます。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。



議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第38、議案第15号横手市入湯税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 議案第15号横手市入湯税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正によりまして内容を変更しようとするものでございます。

66ページをお願いいたします。

第8条中「地方税法第701条の12第4項」を「法第701条の12第5項」に改めようとするものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第39、議案第16号横手市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました議案第16号についてご説明を申し上げます。

これは横手市手数料条例の一部改正であります。今回の改正は、県から権限移譲される事務に係る手数料を徴収することができるようにするとともに、減免規定などの整備をするための改正であります。

主な内容であります。69ページお聞きいただきたいと思いますが、第7条については平成19年4月から建築確認の一部を横手市が行うことになったことに伴って、建築確認手数料の減免規程を設けるものであります。

次に、同じページの別表第5であります。優良宅地の造成認定の項であります。これは開発行為の許可事務が4月から横手市に権限移譲されることに伴って、従来横手市が行ってまいりました造成面積1,000平方メートル未満、つまり0.1ヘクタール未満の部分に、県が行ってまいりました1,000平米以上、つまり0.1ヘクタール以上の部分を追加するものであります。金額については県と同額であります。

次に、70ページであります。70ページ、71ページの別表第4であります。これは都市計画関係の開発行為に係る手数料の額を定めようとするものであります。居住用の住宅、それから住宅以外の建物、それ以外の区分というふうに応じて手数料を定めようとするものであります。

さらに、72ページの2の項では開発行為の変更の許可の申請手数料を、さらに73ページ以降の各項については、それぞれの手数料を定めようとするものであります。

なお、これら手数料の額は県の開発行為に係る手数料と同額になっておりますので、よろしく願い

をいたします。

附則では施行期日を平成19年4月1日というふうに定めておりますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第40、議案第17号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第17号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

76ページをお願いいたします。

19年4月1日から特別養護老人ホーム白寿園を100床から120床、それから雄水苑を50床から80床ということで増床に伴いまして、それぞれの定員を規定しております現在の条例の第3条の条項を改めようとするものでございます。

この条例は19年4月1日から施行するというものでございます。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生設常任委員会に付託いたします。

議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第41、議案第18号横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第18号横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

78ページをごらんになっていただきたいと思います。

本案は中段、別表第1中ですが、標準事業費、これが国の基準額を記載しておるわけですが、この基準額が毎年変更になるというようなことがございますので、「国が定める基準額に準ずる」に改めようとするものでございます。

なお、附則では施行日を定めております。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第42、議案第19号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第19号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、雄物川地域の東槻地区に多目的集落集会所を新たに設置するため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、80ページのとおりであります。

名称につきましては横手市東槻多目的集落集会所、位置につきましては横手市雄物川町東里字東槻141番地の5となっております、これを別表第1に加えるものでございます。

東槻多目的集落集会所は、国の補助事業であります地域材利用促進対策事業として現在工事が進められておるところでありまして、この3月中には完成の予定となっております。集会所の規模につきましては、木造平屋建て85.93平方メートル、約26坪でございます。総事業費は約1,900万円となっております。

現在、20施設が条例化されておりまして、今回の条例の一部改正案が可決されますと、市全体で21の集落多目的共同利用施設となります。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第43、議案第20号横手市大森グラウンド・ゴルフ場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。大森地域局次長。

太田照敏 大森地域局次長 ただいま議題となりました議案第20号横手市大森グラウンド・ゴルフ場設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由であります。大森グラウンド・ゴルフ場の適切な管理運営を図るため、現行条例の一部を改正し、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

条例の改正内容であります。次の82ページをごらんいただきたいと思います。

別表グラウンド・ゴルフ場の部中ですが、これは使用料の額を記載しているものであります。この中の一般使用、いわゆる中学生より上の者の使用について1人1日につき200円を300円に改正しようとするものであります。

また、附則では平成19年4月1日から施行することを定めております。

なお、本利用料の改定に当たりましては、県内のグラウンド・ゴルフ場認定コースの使用料を参考に検討したものでございます。

以上で説明終わりますが、十分ご審議の上、満場のご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） 200円を300円に改めることによって、使用料の増収はどれくらいになりますか、これまでの実績と合わせまして。

田中敏雄 議長 次長。

太田照敏 大森地域局次長 1年間の利用者数を1万1,000人と見込みまして、現行使用料と比較しますと約94万2,000円の増額ということで計算しております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） 皆さんご承知のように今、市内でもグラウンド・ゴルフ人口がものすごく増えておりますし、今では単なるスポーツというよりも特に高齢者の場合は健康増進、交流ということで大変これは利用されておるわけでございます。今の額を聞いてみますと、そんなに増収になるわけでもないし、やはり今、市では健康の駅を初めそういう高齢者の健康増進を一生懸命にやっているわけですね。そういうふうな意味で私はこの入場料を据え置いて、さらに多くの方々から利用していただいて健康増進に役立てるべきだというふうに思うわけでございますが、今回の引き上げの最大の理由は何になるか。

田中敏雄 議長 大森地域局次長。

太田照敏 大森地域局次長 グラウンド・ゴルフ場の芝生管理の関係ですけれども、現在手動というか、乗用じゃなく草刈り機を使用しておりますけれども、今度、新たに乗用の草刈り機を購入しまして、芝整備の充実と作業時間の短縮によりまして、プレーヤーに迷惑をかけないようにしていくということがまず1つのことでございます。

また、団体利用客に対しましてはスコアの集計及びデジカメによる記念撮影プリントのサービス等を行いたいというふうに考えております。

また、回数券の購入に対する利用券の割り増しサービス等を考えております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

#### 議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第44、議案第21号横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました議案第21号についてご説明を申し上げます。

これは、横手市道路占用等に関する条例の一部改正であります。今回は、道路法施行令の改正に伴う改正であります。

内容については84ページをご覧くださいと思いますが、別表であります。1つは字句の整備ということで、「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」というふうに改めようとするものであります。

もう一つは、施行令第7条第8号に掲げる器具というふうになってはいますが、これは新しい規定であります。つまり自転車等駐車器具のことを意味するわけであります。これまで道路上に放置されている自転車とか原付二輪の違法駐車が大変歩行者等々に妨げになっているということから、これらについては占用の許可を要するということになったことに伴う改正であります。

以上よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第45、議案第22号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 議案第22号についてご説明を申し上げます。

これは、横手市営住宅設置条例の一部を改正するものであります。

内容については86ページになるわけではありますが、平鹿地域の醍醐団地に市営住宅を造成したことに伴っての改正であります。内容については、現在の26戸を34戸に改めようとするものであります。

以上であります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第46、議案第23号横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。大森病院事務局長。

大極勇一 市立大森病院事務局長 ただいま議題となりました議案第23号横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、医療法や医師法等の一部を改正する法律の施行による医療法の改正に伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

内容について申し上げます。次のページをお願いいたします。

現行条例第2条第2項の表中「第70条第1項及び第2項」を「第6条の6第1項」に改めるものでございますが、これは診療科目にかかわる規定でございますが、条項の整理をするものであり、診療科目の内容が変わるというものではございません。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第47、議案第24号横手市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。大森病院事務局長。

大極勇一 市立大森病院事務局長 ただいま議題となりました議案第24号横手市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、健康保険法及び老人保健法の規定に基づく診療報酬の算定方法が改められたことにより、現行条例の一部を改正するものでございます。

内容について申し上げます。次のページをご覧ください。

診療報酬の算定につきましては、従来は平成6年告示の算定方法に基づきまして、老人診療とそれ以外の2本立ての算定でやってこられました。これが簡素化され、一本化の算定方法に改められたことに伴いまして、現行条例の第2条第1項第1号を記載のとおり改正するものであります。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第48、議案第25号横手市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第25号横手市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本条例は合併時、横手市長職務執行者を置くために制定したものでありまして、現在の横手市では市長職務執行者を置く必要がないことから、この条例を廃止しようとするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第49、議案第26号横手市ひとり親世帯児童入学祝金支給条例及び平鹿町児童遊園条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第26号横手市ひとり親世帯児童入学祝金支給条例及び平鹿町児童遊園条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

94ページをお願いいたします。

このひとり親家庭の入学祝金の関係でございますけれども、平成17年9月までは旧横手市におきまして、小学校入学時2万円、中学校入学時3万円の入学祝金を支給していたものでございました。合併協議によりまして、18年度は小学校が1万円、中学校が2万円ということになっておりまして、これは県のいわゆる補助事業として実施されておったわけでございますけれども、県では既に平成17年度からやめられておるといふような状況でございます。今回、私ども今回の予算編成に当たりまして検討させていただいたわけでございますけれども、学童保育の時間延長と、それから学童保育の実施箇所の増、あるいは県が行っておるひとり親就業自主支援センターというものがございまして、いろいろこのひとり親の方についてのいわゆる職を求めるための技術習得といいますが、こういう研修を行っております。横手市の福祉事務所からも講師として職員を出しておるわけでございますけれども、一時的な入学祝金の支給ということよりも、むしろ広範にわたりながらそういった自立支援を具体的に一緒になってやっていくという、こういう観点での施策が必要なのではないかというふうなことをさまざま検討いたしまして、秋田県内の他市の状況も調べさせていただきました。そういうことで、今回横手市ひとり親世帯児童入学祝金支給条例を廃止したいというものでございます。

それから、2つ目の平鹿町児童遊園条例の関係でございますけれども、これは子供たちのいわゆる遊具があって遊び場所というふうなことで暫定条例として例規として横手市の例規に載っておったわけでございますけれども、現実に農村公園等の設置条例とダブっておるもの、それからかつては集落で管理運営されておったものが現在は草地となって全然使用されておらない、こういうふうな状況でございます。今回これを廃止したいというものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行したいということでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 1番のひとり親世帯児童入学祝金支給条例で、もし存続したとするならば、ことし適用になった人数はどれぐらいいるのかということ1つ。

それから、これが通ったときに、あるものが無くなるということは非常に正直、金額の多少にかかわらず、やはり受ける権利が無くなるということはおもしろくないことですね、当人としては。そういう部分の中の周知をどのようにしていくのか。ただ、今の説明の中では理解ができる部分が非常にあるんだけれども、その当事者たちに対する周知というものをどのようにして進められるのか。



以上2点お願いします。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 まず前段の人数の関係でございますけれども、小学校が60名ほど、それから中学校が102名ということでございました。予算としては290万ほどというふうに推計しております。周知の関係でございますけれども、私ども把握してございますので、この対象の方々につきましては、もちろん入学するお子さんを持っておるということだけでなく、既に中学校二、三年のお子さんを抱えていらっしゃる親御さんもおるわけでございますので、そういうの方々につきましては、より自立の方向でのこの職の技能、例えばヘルパーの資格を取る、パソコンの資格を得る、調理師の資格を得るなどございまして、先ほど申し上げましたけれども、横手市からも研修の講師として職員も派遣してございますので、そういった連携を密にしながらやっていきたい。この関係につきましては対象者が特定されておるといいますか、そういうことで手法というよりも、むしろそういった個別での接触が大事なのではないかなというふうに思います。

なお、余談になりますけれども、よねやさんからご寄附をいただいておりますよねや育英資金というふうなものもございまして、これは母子寡婦福祉会で貸し付けを行っておったわけでございますけれども、これも見直しいたしまして、高校に在学するときにはもちろん無利子でございますけれども、月額1万8,000円内で貸し付けをします。それから、さらに大学等に入る場合は一時的な支度金といいますが、そういうことで、これも無利子でございますけれども、50万というふうなことで拡大させていただきまして、そういったこともあわせて進めてまいりたい、周知してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第50、議案第27号市道路線の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 議案第27号市道路線の廃止についてであります。今回の廃止については道路改良事業、土地区画整理事業、さらには担い手育成基盤整備事業等々に伴って市道の起点終点が変更されたことに伴っての廃止認定であります。箇所については横手地域局、雄物川地域局、それから十文字地域局管内の26路線であります。内容については表のとおりでありますし、その位置関係についてはお手元に地図をお届けしてありますので、ご参照いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第51、議案第28号市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 議案第28号であります。これは市道路線の認定であります。これについては区画整理事業開発行為あるいは担い手育成基盤整備事業等々によって、新たに路線の認定を行おうとするものであります。

99ページ以降に具体的な路線名が書かれておりますが、1464号から1471号までは区画整理事業に伴うの新設であります。さらに、1472号から2204号までは開発行為に伴うものであります。

さらに、次のページの3200号から3201号については、これは道路改良に伴うものであります。さらに、5075号から6158号、次のページの6163号までは、これは担い手育成基盤整備事業に伴うものであります。

以上が横手地域局管内でありますし、さらに101ページの242号から608号まで、これは十文字地域局管内の道路改良あるいは開発行為等々に伴う市道の認定でありますので、よろしく願いをいたします。

場所についてはお手元の地図をご参照いただきたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） この市道認定でありますけれども、旧町のときには幅員が4メートル以上でないと市道として認めない、こういう形で我々はずっとやってきた。そういう部分の中で今回の認定路線の中で1メートル70あるいは2メートル4、50のところもある。そういう部分の中で、どういう形かは、これから慎重な審議をしなければいけないだろうけれども、安易に小さい道路を一般論の中で市道認定してしまうと、拡幅行為等々、非常にこれからお金がかかっていく。そういう部分についてのこの認定と、その道路幅員のことをどう考えておるか、現在どうしているのかお聞きをいたします。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 お答え申し上げたいと思いますが、市道に認定する際には認定基準は当然あるわけでありますけれども、その市道が当然不特定多数、あるいは公共の用に供する、あるいは生活道路として完全に公道から公道に接続されているという等々を鑑みながら市道に認定をするというふうに扱っております。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） そうすれば、4メートルというその旧町の基準、それは関係ない、これからは生活道路としての結果があって、それを認めてもらうとするならば4メートル以下でも市道として認定してもらえるのか。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 基準は一応4メートルという基準は持っておりますが、その実情に応じて認定するという場合も当然あり得ることになりますので、それは現場をよく見ながら総合的に判断をしたいというふうに思っています。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第52、議案第29号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第29号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成19年2月1日に秋田県後期高齢者医療広域連合が設置されたことと地方自治法の改正によります規約の変更であります。

104ページをご覧くださいと思います。

104ページ、2条及び4条中とありますが、今までの構成団体に広域連合を加えることであります。

それから、11条であります。収入役制度が廃止されまして会計管理者ということになりまして、この会計管理者を置くというふうな内容であります。

以上で説明終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間を午後3時30分といたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時30分 休憩

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第53、議案第30号平成18年度横手市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 議案第30号平成18年度横手市一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

補正予算書をお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,561万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ497億8,516万7,000円に定めようとするものでございます。

次に、2条繰越明許費の補正でございますが、8ページをお願い申し上げます。

第2表繰越明許費補正のとおり、住民情報系運用管理ほか18件につきまして翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加するとともに、次のページにありますように道路災害復旧事業について金額を変更しようとするものでございます。

次に、第3条債務負担行為の補正でございますが、第3表のとおり平成17年度児童福祉施設整備事業元利償還金補給ほか6件を追加し、大雄保育園、公用車リースほか1件について限度額を変更しようとするものでございます。

次に、第4条地方債の補正ですが、第4表のとおり増田中学校耐震補強工事を追加いたしまして、心身障害者居室整備事業ほか4件を廃止するとともに、12ページから13ページにありますように移動通信用鉄塔施設整備事業ほか33件の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定や決算見込みによる減額並びに補助金や市債の確定による財源の振りかえをするための補正と、また国の補正予算に伴います市町村合併推進体制整備費補助金事業の増額が主なものでございます

初めに、歳出の主な内容についてご説明申し上げますので、35ページをお願い申し上げます。35ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に市勢要覧作成事業として620万円を計上しております。これは市の全体像を共有するために市勢要覧を作成する経費ですが、合併補助金事業として来年度に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。

次のページでございます。同じく7目企画費に企画経常分として816万4,000円を計上しております。この816万4,000円の中には売却済みの中島東分譲宅地、雄物川地域局でございますが、分譲宅地を契約

解除により買い戻すための経費306万2,000円と、大森地区のバス回転場の土地購入費374万4,000円、また平鹿病院移転に伴います路線バスの乗り入れにかかわる経費の市の負担金110万円などが含まれております。

同じく企画費に生活バス路線運行費補助事業として666万3,000円を計上しております。これは生活バス路線の運行経費の一部補助に係る経費でございますが、事業費が確定したことにより増額でございます。

次のページでございます。

同じく企画費に総合計画策定事業といたしまして320万円を計上しております。これは総合計画の基本構想と基本計画策定に合わせダイジェスト版を作成するための経費でございます。併せて、合併補助金事業として実施しようとするもので、来年度に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。

同じく総務管理費の8目地域局費ですが、次の38ページにありますように庁舎改修事業として6,887万1,000円を計上しております。これは増田庁舎、大森庁舎、大雄庁舎の改修にかかわる経費で、合併補助事業として来年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

次に、39ページでございます。

9目の電算情報管理費に住民情報系運用管理として925万円を計上しております。これは後期高齢者医療制度に対応するための既存の住民情報系システムの改修と国保連合会からのデータに対応するためのシステム改修にかかわる経費でございます。同じく移動通信用鉄塔施設整備事業から2,246万円を減額しております。これは事業費の確定に伴うものでございます。

同じく個人業務システム等統合事業として2億3,719万7,000円、また情報通信基盤セキュリティ対策事業として5,900万円を計上しております。これらは異なった規格や仕様になっているシステムを統合する事業と、庁内LANのセキュリティ対策などを行うための事業で、合併補助事業として来年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

次に、45ページをお願いします。

3款の民生費でございます。1項社会福祉費、5目高齢者福祉費で高齢者福祉施設推進事業補助金として300万円を計上しております。これは地域介護福祉空間推進交付金による養護老人ホーム映月荘の養護版ケアプランソフトなどの導入と入所者の居室などに押しボタン式の非常通報装置を設置する事業に対する補助金でございます。

次の46ページでございますが、8目国民健康保険費に国民健康保険特別会計繰出金といたしまして2,605万2,000円を計上しております。これは国保基盤安定制度による繰出金の確定に伴う増額でございます。

次に、47ページの下段の方でございますが、同じく民生費2項児童福祉費、2目児童手当費で児童手当給付費から1,043万円の減額、同じく児童手当給付費から6,109万円を減額しております。これは決算見込みにより増額でございます。

50ページをお願いいたします。

4 款衛生費でございます。1 項保健衛生費、2 目予防費の予防接種事業から1,771万1,000円を減額してございます。これは日本脳炎の予防接種が減額したことによる減額でございます。

同じく5 目老人保健費のがん検診事業から2,151万4,000円を減額してございます。これは検診の受診者の確定に伴う減額でございます。

55ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費でございます。1 項農業費、3 目農業振興費で強い農業づくり交付金事業から3,127万円を減額してございます。これは雄物川地域のライスセンター建設にかかわる J A 雄物川に対する補助金でございますが、事業費が確定したことに伴う減額でございます。

同じく経営所得安定対策事業として340万円を計上してございます。これは集落営農化を図ろうとする農業組織に対する助成でございますが、本年度は62組織の設立が見込まれることから今回17組織分を追加しようとするものでございます。

同じく農業振興整備計画図作成事業として300万円を計上してございます。これは優良農地の確保のため、その基礎となる新たな農業振興整備計画を策定する事業でございます。合併補助事業として来年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

57ページでございますが、8 目農地費で農村総合整備事業から3,353万8,000円を減額しております。これは、横手地域の農村総合整備事業などですが、事業費が確定したことによるものでございます。

次のページでございます。

7 款でございます。商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費に金融対策費として1,418万7,000円を計上してございます。これは中小企業融資あっせん制度の利用者が見込みよりふえたことによりまして、保証料の補給金と利子補給補助金などの増額でございます。

同じく I S O 認証取得支援事業として250万円を計上してございます。これは I S O 認証取得企業5社に対する助成でございます。

続きまして、61ページをお願いいたします。

8 款でございます。2 項の道路橋りょう費、3 目道路新設改良費で単独道路改良事業から2,435万円を減額しております。これは事業費の精査等による減額でございます。

次の62ページでございますが、同じく6 目雪対策費で除雪機械購入費から2,599万円を減額してございます。これは事業費の確定に伴うものでございます。

次に、63ページでございます。

4 項の都市計画費、1 目都市計画総務費に都市マスタープラン策定事業として633万1,000円を計上してございます。これは新市の一体的な都市計画を定めるための新たな都市マスタープランを作成するための事業で、当初予算で現行調査分析などの基礎調査を行っておりますが、引き続き都市づくりの方針の検討を行うための経費で、合併補助事業として来年度に繰り越して行おうとするものでございます。

また、都市計画基本図作成事業として9,356万円を計上しております。これは各種計画等に必要な都市計画基本図を作成するための事業でございますが、当初予算で航空写真を撮影しております。引き続きこの交通写真をもとに地図を作製するための経費でございます。この事業もまた合併補助事業として次年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

次の64ページでございますが、5目下水道費で下水道事業特別会計繰出金から6,682万5,000円を減額してございます。これは、水道事業の事業費の決算見込みと合わせまして下水道事業特別会計において繰越金を予算化したことに伴います繰出金の減額でございます。

次の65ページですが、5項住宅費、3目住宅建築費で、まちづくり交付金事業から3,742万5,000円を減額しております。これは醍醐住宅団地建設事業にかかわるものですが、事業費の精査等による減額でございます。

次に、9款消防費でございます。1項消防費、1目常備消防費で常備消防施設等整備事業から6,193万9,000円を減額しております。これは高機能消防指令センターの事業費が確定したことに伴います減額でございます。

66ページをお願いいたします。

2目非常備消防費の消防団員統一被服購入事業として3,828万5,000円を計上してございます。これは消防団員の制服を統一するための経費でございますが、合併補助事業として次年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

68ページをお願いいたします。

教育費でございます。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費に中学校大規模改造事業として9,255万5,000円を計上してございます。これは増田中学校の耐震補強工事と横手南中学校のアスベスト除去工事などにかかわる経費で、来年度に繰り越して行おうとする事業でございます。

72ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、2項の公共土木施設災害復旧費で、1目の道路橋りょう災害復旧費の道路災害復旧事業（凍上災）から8,007万円を減額してございます。これは事業費の確定によるものでございます。

次の73ページでございますが、13款諸支出金で1目土地取得費で一般財源分として6,379万3,000円を計上してございます。これは駅西公共施設用地など横手市土地開発公社から土地の取得にかかわる経費でございます。

次の74ページに同じく諸支出金の2項基金費、1目財政調整基金費に積立金として6億5,268万1,000円を計上してございます。これは地方財政法に基づく法定積み立てと利子分の含んだ積立金でございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入でございますが、失礼ですが、前に戻りまして15ページをお願いいたします。15ページでございます。

各款ごとの歳入は、その補正額の欄のとおりでございますが、1款市税で3,954万3,000円を減額してございます。これは市たばこ税と入湯税などが当初見込みよりも上回るものの、個人市民税、法人市民税が減少する見込みであることなどによる減額でございます。

10款の地方交付税では、21億7,502万1,000円を増額してございます。これは地方交付税の交付決定額に基づいて予算計上したものでございます。

次に、14款国庫支出金では4億7,182万1,000円を増額してございます。これは、先ほど来の合併市町村補助金や中学校の大規模改造事業に伴う公立学校施設整備費補助金などを計上しているものによるものでございます。

18款繰入金では、19億7,051万円を減額してございます。この主なものは、今回の補正の一般財源の減額や地方交付税の歳入の増額に合わせまして、財政調整基金を20億円減額したことによるものでございます。これによりまして、補正後の平成18年度末の財政調整基金の残高は33億9,654万9,000円となる見込みでございます。

20款市債では、2億9,920万円を減額しております。これは事業費の確定に伴うための起債の減額でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） 68ページをお願いします。

10款教育費の中学校費であります。先ほどの財務部長の説明の中で今回の中学校の大規模改造事業、これは増田中学校であると、このようにおっしゃられました。増田中学校については市内の中学校校舎の中でも私は比較的新しいものだ、そういう認識であります。その認識が正しいかどうか、それは今、答弁をいただくことにして、もしそうだとするならば、なぜ今この増田中学校が大規模改修をなさらないといけないのか、その起因となるものがあるとしたらならば教えていただきたい。先ほど来、耐震構造の中でという話がありましたけれども、それ以前のものについてはもっと危ないんじゃないか、それだけがどうして危ないのか、そういう部分を含めて教えていただきたい。

それから、2点目であります。この学校統合も視野に入れた改善整備計画だと私は思っております。そういう中で、今の学校統合の計画に名前の上がっている学校についての補修と保全是どうなっているのか、そのこと。それから、今の増田中学校よりも老朽化あるいはアスベスト対策、耐震診断等で優先度の高い学校はあるのかないのか。その点についてもお尋ねをいたします。

3点目、今の説明の中で国庫支出金の関係を申されましたので、多分その関係かと思えますけれども、繰越明許をされてまで、この年度末の3月議会で大きな額を された。どうして新年度予算ではできないのか。その部分も踏まえてお尋ねをいたします。

以上3点お願いします。

田中敏雄 議長 小野次長。



小野順一 教育次長兼中央図書館長 私の方から、なぜ増田中学校の補強工事なのかという点についてお尋ねですので、ご説明申し上げます。

まず増田中学校につきましては、旧増田町の取り組みにおきまして平成16年度に第2次耐震診断を行っております。その第2次耐震診断に基づきまして、これは補強工事が必要だということにされておりましたので、平成17年度に工事のための設計が既に組まれておったということでありまして、今年18年度、実施設計を組んで、19年度に補強工事を行おうというような計画で進めてきたという経緯があります。ですから、増田中学校については校舎でありますけれども、昭和47年の建設になって思いますが、2,508平米、築35年というふうになっております。

それから、屋外の体育館です。体育館については48年の建設でありまして、1,288平米、これも築34年。それから、柔剣道室、これも昭和55年建設でありまして、362平米ありますけれども、これは28年と。この3施設が既に耐震の条項に引っかかっておったというふうなことで、二次診断を受けながら補強工事を行わなければならないということで、19年度の事業としてやっていこうというふうに進めておったんですが、今回の国の大型補正によりまして、何とか前倒しで18年度の補正に組んでもらえないかというふうな県の指導も強くありました。これにつきましては、県のヒアリングを受けた中では、18年度、今前倒しにすると単年度事業でも即対応ができますよというふうな指導があったために、19年度では無理かもしれないというふうなことも県の方から言われましたことで、何とかしてこの18年度に予算をお願いしたというふうな経緯であります。

以上がまず増田の件についてであります。ですから、増田については第2次診断を既にやってあって、補強工事が必要だったというふうな事情があったということでありまして。

それから、統合に名前が上がってあって、その耐震の計画はどうなのかというふうなことですが、まず基本的なスタンスとしましては、統合が近々に予定されている学校については、耐震等については控えていただくというようなスタンスをとっております。まず私も教育委員会としまして、名前の上がない校舎につきましては順次、優先順位を決めまして、老朽化した施設から耐震の調査を行っていきこうというふうに進めておるところであります。

それから、改修につきましては、順次計画的にやっていこうというようなことを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず以上3点お答えとしたいと思います。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 合併補助事業について繰越明許してまで何で行うのかと、そういう大体的内容だと思っております。これに関しては、我が横手市は合併補助金に関しては10年間で9億3,000万、それを約1年に10分の1ずつ事業を充てて、1年に9億3,000万ほどの経費を充てて事業を実施しようとする計画でございました。当初予算もそのように計上してございます。

ところが、国の税収がアップ等によりまして、国で当初予算が日本全国で約50億円の合併補助金を当

初予算計上してございました。それが12月末の補正予算で約1,000億に膨れ上がってございます。その関係上、総務省の方から18年度予算で予定しております、いわゆる9億3,000万の約3分の2を18年度事業として予算計上してほしいと、そういう指令が日本全国一斉に流れました。それで、当然事業を取捨選択したわけなんです、それを18年度予算計上しますと、どうしてもその18年度では消化し切れないう結果になります。それで、当然繰越明許という手段しか方法がないわけなんです、それをしても国の方では18年度計上してほしいと、そういう強い要望等がございまして、大分、日程的にも苦しかったわけなんです、事業を選択して今回の補正予算に計上させていただいたと、そういう経緯でございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。19番堀田議員。

19番(堀田賢逸議員) 63ページの都市計画基本図作成事業というのがありますけれども、この地図は市内の全域を網羅しているものか。

それから、これを参考にして、航空写真をもとにして地図をつくるとっていましたが、どのような地図を、例えば立体的な地図なんかをつくる用意があるのか。

それから、9,356万ということで大変かかるなと思いますけれども、それはこの内容といいますが、どのような内容から9,356万になっているのかということなんです。

あと配付の関係でいけば、できたものがどのように配付されるのか、私たちの手には入るものなのか。

それから、あと最後に、補正予算に組んでいるわけですが、その補正予算に組んだというその理由はどういうものなのかと、この5点をお願いします。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 この基本図作成の中身については建設部の方からご答弁をお願いします。

それで、なぜこれ今の補正に上がったのかと申しますと、先ほど申し上げましたとおり、合併補助金の事業で、どうしても9億3,000万の六、七割の事業ということで、どうしてもやらなければ、今後やらなければならない事業で、特例債、過疎債等、有利な起債の財源が見込めない事業で一般財源を必要とする事業を中心に拾った結果、都市計画基本図作成事業として今回補正に計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 基本図の作成の関係ではありますが、これについては既に航空からの調査を行っておりますので、それに基づいて市内の都市計画区域、横手、平鹿、十文字、増田の区域、4つの都市計画区域持っていますが、この区域については2,500分の1の基本図、それからそれ以外の地域については5,000分の1の基本図をつくらうということで今計画をいたしております。ですから、都市計画区域あるいは区域外含めて全市の基本図をつくらうということで今計画をされているところであります。

とりあえずそういうことであります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありますか。10番近江議員。

【「まだある」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 配付の方法ということではありますが、これは全戸に配付するようなものではなくて、必要とされる方に販売をするという格好に、有料であります。

【「立体的なの」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 立体ということでしたっけか。そういう図面じゃないです。立体じゃなくて今普通我々が使っている、現在ある都市計画図のようなものになります。

田中敏雄 議長 10番近江議員。

10番(近江湖静議員) 二、三点お尋ねをしますけれども、最初の合併推進補助金であります。さっき今流れがちょっと説明がありましたけれども、ちょっと私素人でありますので、専門家である財政専門局にわかりやすくひとつ説明をしていただければならないと思うんですけども、ちょっとよくわからないのは、これを補正内容を見ますと、全体的には6億3,000万の全体事業、そして補正額が5億1,500万で繰り越しが5億2,000万。その流れが、国から内容については当然やはり市の方で申請をしたと思いますけれども、何かさっき枠とかという、総枠ということがあったんですけども、その枠の中にこのような事業を選定をして申請してあるのか、その辺がちょっと具体的には私は入っておりませんので、よくその大枠の内容について、ひとつお尋ねをしておきますし、それから庁舎の改修事業ということで増田から大雄、内容見れば500万から3,200万という大きな改修事業であります。そのほかの地域局においては改修、今度は該当する改修の内容については掌握しておらないのか、あるいはこの3地域局だけなものか。それもちょっと疑問でありますので、お尋ねをしておきますが、要は全体的な流れ、合併推進補助金の流れと、それに対応する対処の仕方、それをまずお尋ねをしておきますけれども、それから歳入についても、ちょっと大幅な21億7,000万というような交付税の関係が入ってきて、それで基金の関係も大幅に増えて大変結構なことなんですけれども、こういう見通しといたしますか、その辺どういう掌握して、どうあるべきかについて、やはり私もちょっとわかりませんが、疑問でありますけれども、この3月補正の中で21億数千万だ、逆に市民税の関係についても法人市民税、個人の関係がかなり大きな金額で減額をされてありますけれども、それあたりについて、大きな考え方といたしますか、そういう大体概要の考え方について、あるいはその結果について、3月補正の結果について、ひとつわかりやすくお答えできればありがたいと思います。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 まず最初に、合併補助金の流れ等についてご説明申し上げます。

先ほども大まかに申し上げたわけなんです。合併補助金は8市町村合わせまして9億3,000万を10

年間で補助すると、そういう内容でございました。その内容が国の税収アップ等による歳入増で、12月国会におきまして約50億円の当初予算から約1,000億円の増額補正決定してございます。横手市でも9億3,000万の10分の1で9,300万円、当初予算措置をしてございまして、都市マスタープラン等の航空写真等の経費に当初予算で充当してございました。

ところが、12月の国会の補正予算成立の直後、総務省より10年間で実施する全国ベースで1,500億円のうち約1,000億円が予算措置されたわけなんで、その約3分の2、60%ぐらいを18年度当初予算で各市町村計上してくださいと、そういう通達がございました。それで、18年度補正予算で国ベースでは1,000億円、約1,000億円の可決がなりまして、そのうちの10年分の約3分の2、60%ぐらいを18年度の補正予算で対応してくださいと、そういう通達が各市町村に飛んでまいりました。

横手市では、これからやらなければならない事業のうち、合併特例債、過疎債等有利な財源が使えない事業を中心に、またどうしてもやらなければならない事業を中心に、短い時間でしたが、いろいろ検討いたしました。それで約3分の2ということは、9億3,000万の3分の2ということは5、6億になるわけです。それで、このような事業を計上したと。総務省に申請したと。本申請ではございません。それで、この上がった事業につきましては、現段階では総務省の方から内定をいただいている事業でございます。

それから、庁舎についてご質問がございました。この庁舎につきましては、各庁舎で冷房施設がないのはこの3つの庁舎でございます。それで冷房を中心に改修をしようとするものでございます。

それから、交付税についてご質問がございました。交付税につきましては、当初予算で私どもの見通しがちょっとまずくて、約23億円ほどの増額交付決定になったこととございました。これにつきましては本当に反省しているところでございます。それによりまして、まず歳出の方で去年の繰越金の2分の1ほどは基金に積みなさいという、そういう法定積み立てというものがございまして、去年の繰越金約12億円の半分ほどの約6億5,000万円ほどを歳出で今回補正で積み立ててございます。残りの交付税の保留分を当初予算の基金の取り崩しから20億円を減額してございます。そういう流れになってございます。

それから、市税について質問がございました。市税につきましては、特に法人税の落ち込みが多額でございました。これにつきましては、いざなぎ景気とか大都市を中心に言われておりますが、本市においてはその実感がわいてこないのかなと。それで本市におきます、いわゆる本市の大手企業と申しますか、その10社ぐらいの減額を合わせましても6,000万円ほどの法人税の減額がございまして、やはり先ほど申し上げましたとおり、大都会の景気がこちらではまだ実感がわかないのかなと。当然19年度予算にも、そのような旨の反映した予算措置で臨んでございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。31番。

31番（柿崎実議員） ただいまの10番の近江議員と関連しますけれども、この交付税なんですが、新

年度19年度予算編成の際に、普通交付税を前年度よりも7億2,000万ほど率で4%減じたという市長の施政方針が示されておられるわけでありませけれども、この18年度の交付税の決定額につきまして、普通と特交どういう内容になっているのか、ちょっとお知らせを願いたいと思います。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 決定額でよろしゅうございませうか。決定額は普通交付税で178億1,971万8,000円でございます。それにその後、国の調整分がございまして、最終決定額は178億8,484万9,000円となっております。

それから、特別交付税は3月交付がまだ決定になっておりませぬので、県の方に要望はしてございませぬが、最終決定は3月の後半にずれ込むのかなと思っておりますので、今の段階で決定額は手持ちに持っております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。12番土田議員。

12番(土田祐輝議員) 1点だけお願いしたいと思います。36ページ、ちょっと鼻声ですみませぬけれども、企画費分の中でバスの乗り入れに伴う市の負担110万のっております。これについてはバス停等々だと思いますが、いずれ4月1日以降、この平鹿病院にバスが乗り入れる予定だと思います。市民が特に気にしているのは、どういうルートでこの平鹿病院に入っていくのか。特に角間川方面、大森方面、そして雄物川方面のバスの乗り入れについては直接入るのか、それとも一旦横手のバスターミナルにおいて再度乗りかえしていくのか等々について、たぶん業者と緊密に連絡をとっておると思っておりますので、そこら辺ちょっとわかっている範囲でお知らせいただければありがたいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 平鹿病院完成後のバスルートにつきましては、現在、羽後交通、平鹿病院含めていろいろ検討しておりますが、かなり詰まっておりますが、ここの旧横手市の市街地に集まるバス路線については、かなりの部分が平鹿病院を経由する予定になっております。結果として、もしかすれば直接行くときには不便になるとかってあるかもしれませんが、地域内の住民の皆さんが利用しやすいように相当のバス路線を平鹿病院の中に入れようということで考えております。その結果で、例えばバスの行き先表示とか、あるいは車内の案内とか、それにかかわるもろもろの経費がございまして、それについて市でも一部負担しようということで進めておりますので、3月になりましたら、できるだけ皆さんにお知らせするようにいたしますので、よろしく願います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。24番高橋議員。

24番(高橋勝義議員) 単純なことをお聞きします。

例年であれば、もう専決処分で除雪費が何億と出るはずなんですけれども、ことしはこのとおりの雪が無いので、そういうことはないわけなんですけれども、市民からは「今年除雪費が浮いたべ」、こういう話もされます。実際に除雪費では財源振替等、機械の財源振替になってはおりますけれども、それでは

実際に除雪費で足りたから出ないわけなんですけれども、例年であればどれだけ除雪費が今年はかかって、そして去年はどのくらいかかっていたのか。いわゆるどのくらい除雪費が浮いたのか、お知らせ願います。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 ことしは暖冬で、例年ですと市民の皆さんも除雪費が浮いたのではないのかな、減額補正があって当然だろうと、そういうふうに思うのは当然だろうと思います。ところが、去年の当初予算編成段階、いわゆる90億円の積み上げから当初予算453億円ほどまでの過程の中で、除雪経費についても、かなり切り込みを財政当局としてお願いを申し上げました。その関係上いわゆる機械の購入費別にして、本来の除雪経費にかかわる経費を全体で5億6、7,000万ほどしか計上できませんでした。そういう関係上こういう暖冬であっても除雪費の減額補正等が発生しておらないと、そういうことでございます。

あと去年の豪雪時には9億円を超える除雪経費であったとっております。いずれ除雪経費に関しては、こういう状態はまずいと私どもも認識しておりまして、19年度予算につきましては7億1,000万ほどの予算、1,000万、2,000万ほどの予算計上してございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は、お手元に配付してあります付託表に記載のそれぞれの委員会に付託いたします。

#### 会議時間の延長

田中敏雄 議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

#### 議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第54、議案第31号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第31号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,419万円を減額し、歳入歳出予算の総額を107億1,697万6,000円に改めようとするものでございます。

歳出から説明いたしますので、恐縮ですが、8ページお開き願います。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費は、保険基盤安定繰入金増額のに伴う財源振替であります。

次に、5款共同事業拠出金の1項4目保険財政共同安定化事業拠出金は、6,992万6,000円の減額補正をしております。これは、拠出金が確定したことに伴う減額補正であります。

6款の保険事業費の1項1目保健衛生普及費は、693万6,000円の減額補正をいたしております。これは、医療費通知郵送料の減額と人間ドック事業の確定に伴う委託料の減額補正であります。

次に、10ページお開き願います。

7款1項1目財政調整基金積立金は、21万6,000円の増額補正をしております。これは、国保財政調整基金2億1,105万9,000円に対する預金利子分を積み立てる補正でございます。

次に、10款予備費は、収支の均衡を図るため補正財源として1,399万6,000円の減額補正でございます。

次に、歳入の説明いたしますので、7ページお願いいたします。

6款1項2目保険財政共同安定化事業交付金は、1億2,045万8,000円の減額補正をしております。これは、交付金が確定したことによる減額補正でございます。歳出でも説明いたしましたが、保険財政共同安定化事業拠出金との比較では5,053万2,000円の持ち出しとなり、拠出額に対する交付金の割合は90%となっております。

次に、8款1項1目一般会計繰入金は、2,605万2,000円の増額補正をいたしております。これは、保険基盤安定制度に係る繰入金の確定に伴う増額補正でございます。保険税軽減分の繰り入れが3,165万9,000円、保険者支援分の繰入金が560万7,000円の減となっております。失礼しました。保険税の軽減分はプラスです、プラスの増。それから、支援分の方は560万7,000円の減となっております。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番(齋藤光司議員) 非常に先ほど来、財政部長の話の中で市税が落ち込んで今回補正したわけで、国保について収納率大丈夫かという話したときに、大丈夫だろうという形の中で、まだ年度途中だと思えますけれども、この収納率の状況はどうなっているのか。その点について心配しているので、お知らせいただきたいんですけども。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 国保税につきましても、ほかの税につきましても、まだ途中でございます。それで、特に国保税に関しては納期が今までと違いまして、統一してございます。9期から8期に統一になっているところもございます。そういう関係上、前年との比較が数字上で、できないような状況になって今、現在でございます。それで、いずれ比較ができなくても、去年よりは徴収率落ちないように頑張ろうと、そういう意気込みで今取り組んでいるところでございます。

以上です。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番(齋藤光司議員) 比較できない部分も確かにあると思います。それはそれで、わかるんですけども、やはりその努力だけでなく、納期遅れから何からして、やはり集めている状況の中には非常に

苦労しながら納めてもらっている部分もあると思うんですね。それから、やはりどうしても昨年度より集めにくい状況の中で、これは収納率大丈夫か、年度途中でも、やっぱりそういう判断はもうなさっていい頃だと思うんですよ。これからもう年度またいで集めるんだと。出納閉鎖するまで集めてくるんだという話もあるんでしょうけれども、途中経過としてどうだと聞いているんだから、去年より集まっているとか、一生懸命頑張ってもらっているとかという判断ぐらいは示してもらわないと、頑張っているだけではやっぱり納得できないので、そこあたりどう判断なされているか、もう一度お聞きいたします。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 この税等に関する徴収に関しては、収納率向上対策委員会を立ち上げておりますが、実際の活動はまだしてございません。それで、何でしておられないのかといたら、ちょっと遅れている部分もございます。それから、1月末から2月にかけては県との合同徴収の方に力を入れました。それで、それなりの一定の効果を上げております。それで、これからはその収納率向上対策委員会を実際の活動部隊として行動をしよう、という計画で今どういう内容で実際行動するかというのを原課の方で今固めつつありまして、3月に入りましたら実際の行動をしていこうと、そういう状況でございます。

それで、2月もうそろそろその見通しがわかっていいころではないのかということなんですが、実はこの2月末でもって一応の目安が出ると、そういうふうに見込んでおりますので、その見込みについてはもうちょっと時間を、もう一、二週間時間を頂戴したいなと、そう思っております。その状況を見ながら向上対策委員会の活動について、どういう方面の力を入れた方がいいのか。現年・過年、国保税、市税、固定、そのような方向性を見出していききたいなと、そのように思っております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第55、議案第32号平成18年度横手市老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第32号平成18年度横手市老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、歳入内の補正でございます。歳入の補正内容につきましてご説明いたしますので、6ページお聞き願います。

6款諸収入、2項1目第三者納付金は979万4,000円の増額補正をしております。これは1月末現在ま



での第三者納付金を計上し、増額補正するものでございます。

この増額補正に伴いまして、5ページからの1款支払基金交付金、2款国庫支出金、3款県支出金、次ページの4款繰入金をそれぞれ負担割合に応じて減額補正をしております。

以上で説明終わります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第56、議案第33号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第33号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページでございますけれども、1条では歳入歳出の総額からそれぞれ1,233万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億3,021万6,000円としようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、11ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、第3期中で計画いたしました保険給付費の動向等をかながみまして、それぞれの給付サービスについての予算の調整を図ったものでございます。

11ページの1款総務費、3項につきましては介護認定審査会の開催回数等が増加してございまして、主治医の意見書作成などの経費といたしまして、ここで1目2目合わせまして571万5,000円を増額させていただいております。

12ページをお願いいたします。

12ページは2款保険給付費、1項介護サービス給付費ということで、それぞれの事業種目に分かれまして、6つの関係に分かれて予算計上してございましたけれども、いわゆる施設系の介護サービスから居宅系のグループホーム等も含めた居宅系の介護サービスの方に、サービスの当初見込んだよりも増加してきているというようなことで調整を図りまして、2款1項では2億2,803万2,000円を増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

13ページにつきましては介護予防サービス等に係る経費といたしまして、2項に予算計上してございます。これにつきましても、それぞれ精査したわけでございますけれども、国では要介護1というふうに認定されておった方の給付について、5%ほどの方についての利用の見込みがあるだろうというふう

な全国一律の予算編成のワークシートを作成いたしまして、当初予算の計上を図るようというふうな形で全国に指示なされたところでございますけれども、要介護1から、いわゆる要支援1、2というふうになりますと、サービスの量の限度額といいますが、違ってきてまいります。したがって、これまで受けておられた方々が経過措置等ございまして、要介護1のままのサービスを受けていくと。したがって、先ほど1項でご説明申し上げましたとおり、1項では2億2,803万2,000円の増額でありまして、2項では1億6,279万1,000円の減額というふうなことでございます。ちなみに国は5%というふうな推計をしたわけでございますけれども、横手市では全体的に申し上げますと、1.2ないし3%ほどの予防に対する移行といいますが、そういう状況になっておると。全国的な平均では1%前後ということでございますので、全国的な動向よりも横手市は若干そういった形での新制度に移行しているのかなというふうに思われるところでございます。

13ページにつきましては高額介護サービスでございまして、一定の額を超えた場合に介護保険からその超えた分を支払うという制度でございまして、これについては14ページにかけてですけれども、2,348万8,000円の増額というふうになってございます。

それから、2款4項の特定入所者介護サービスの関係ですけれども、いわゆるこれは低所得の方に対するサービスでございますけれども、現実的には当初、私どもが見込んだほどの予算の執行率を示しておらないということで、6,960万3,000円を減額するものでありますけれども、利用者の方そのものに迷惑をかけるものではございません。

15ページの関係でございますが、4款の基金の積立金につきましては基金5億2,000万ほどの利息の関係を基金に組み入れると、積み立てするというものでございます。

それから、15ページの5款1項地域支援事業費、1項の介護予防事業費ということでございますけれども、これにつきましては1,847万7,000円の減額というふうなことになってございます。これは今まで介護保険といいますが、いわゆる一般のそれぞれの市町村で福祉事業の中で、さまざまな機能訓練事業だとか健康の講演会だとか、そういったさまざま栄養管理だとか、そういった形での予算の関係について、こちらの介護保険での地域支援事業として盛っておったわけでございますけれども、現在、特定高齢者と言われる方については、当市では当初1,000人ほど把握できるのではないかなというふうに予想しておったわけでございますけれども、この8地域の健康診断の実施の時期が4月から11月ごろまで実際には要するというようなことでございまして、生活状況についての介護度につきまして、25項目ほどの調査項目あるわけでございますけれども、現実的には260名ほどの把握の状況でございまして、これすべて把握するとすれば、まだしばらく時間がかかるのかなというふうな状況でございまして、減額するものでございます。

5款の地域支援事業につきましては、包括的支援事業・任意事業ということで現実的には包括支援センターが執行していくものでございますけれども、それぞれ事業精査によりまして、先ほど申し上げました予防の関係には、現在のところ全国平均よりも上回ってはいるものの、国が当初試算したほどには

なっており、ということでの減額でございます。

17ページでございますけれども、7款の繰出金につきましては、そういったことで包括支援センターに対する繰出金でございますけれども、そういった事業精査に伴いまして1,279万4,000円を減額するものでございます。

歳入についてご説明申し上げますので、7ページにお戻り願いたいと思います。

歳入の関係でございますけれども、1款1項介護保険料の関係でございますが、ご承知のとおり第3期におきましては、いわゆる所得等の階層によりまして5段階の介護保険料の設定が6段階になったというようなことで、当初、国の推計数値に基づきまして、それぞれ例えば1段階にはこれくらいの方がおられるだろうというふうなことで予算措置をしたわけでございますけれども、18年度の介護保険料の決定に当たりまして、前年の所得等の減少によりまして、いわゆる高い階層といいますが、介護保険料の上の階層の人数が減って、1から3等の階層の部分が増えたというようなことで706万5,000円の減というふうな形になっております。

それから、説明見ますと、普通徴収保険料が5,454万1,000円減額になりまして、特別徴収保険料が増額しておるわけでございますけれども、これも法の改正によりまして、いわゆる遺族年金等につきましても介護保険料が、これまでは特別徴収できなかったわけでありまして、法改正でできるということになりまして、普通徴収から特別徴収に移られたというふうなことでございます。

3款の国庫支出金、1項の国庫補助金、それから2項の国庫補助金の関係でございますけれども、それぞれ国・県、市の負担割合がございまして、この負担割合に基づいて調整したものでございます。

8ページの4款の支払基金につきましても、この負担率に基づきまして調整したものでございます。

8ページから9ページにかけての5款の県の支出金につきましても、負担割合につきまして調整をさせていただいた数値でございます。

9ページの8款繰入金の関係でございますけれども、これにつきましては250万円の一般会計から新たに繰入金が増えるというふうな形になります。これは、いわゆる事務経費等の費用の増加、先ほど申し上げました、いわゆる介護認定審査に係る経費等が増加してございまして、そういった関係での250万の増ということになります。

それから、10ページの関係でございますけれども、一般会計からの繰入金としてあります。トータルでは70万9,000円ほど増えますけれども、これも2目、3目それぞれ介護給付の負担率に応じた調整でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第57、議案第34号平成18年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 議案第34号平成18年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,779万4,000円を減額いたしまして、6,610万1,000円の総額にしようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。歳出の関係は8ページでございますけれども、先ほど介護保険でも申し上げましたけれども、予防の関係については先ほどの状況等によりまして、それぞれ1款のサービス事業費について減額をさせていただいております。

戻りまして、7ページの歳入の関係でございますけれども、歳出の執行見込み額によりまして、それぞれ事業収入、一般会計、介護保険特別会計からの繰り入れを減額しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第58、議案第35号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 議案第35号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページでございますけれども、歳入歳出の総額から180万6,000円を減額いたしまして、総額をそれぞれ3億3,331万6,000円としようとするものでございます。

歳出の関係、6ページでございますけれども、年度末の状況で執行額をそれぞれ精査いたしまして、事務費、サービス事業費を180万6,000円を減額しようとするものでございます。

戻りまして、前のページの5ページの歳入でございますが、1款サービス収入では698万8,000円の減額、それから一般会計の繰り入れが518万2,000円ほど増えてございますけれども、これについては、いきいきの郷は市内5施設のうち、いわゆる居宅の介護のサービス計画を作成する事業を展開しておるわ

けでございますけれども、介護報酬の引き下げによりまして、40件を超えると減算されるということで、8,500円ほどの収入が4,000円ほどになるというようなことで減算になりまして、そういうことでの事務費の繰り入れでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第59、議案第36号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 議案第36号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出の総額から869万6,000円を減額いたしまして、それぞれ総額を7億2,870万8,000円としようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。9ページをお願いいたします。

今回、雄水苑おかげさまで30床の増床予算をいただきまして事業を展開してまいりましたけれども、この事業費等が確定したことによりまして、9ページでは設計委託料の関係、それから工事請負費等の関係で869万6,000円の減額というふうになります。

お戻りになりまして、7ページの歳入の関係でございます。これにつきましては、短期入所サービスが施設の効率化を図って実施した結果、282万8,000円ほど増加するということでの予算調整でございます。

なお、2項の自己負担金につきましては、当初の計上した額が、見積もりが若干申しわけございませんが、多かったというふうなことでの504万2,000円の減額でございました。4款の繰入金につきましては、そういうことで財源調整で一般会計の繰入金を減額するものでございます。

8ページの繰越金につきましては、17年度からの繰越金を今回計上したものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第60、議案第37号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 議案第37号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページでございますけれども、歳入歳出の総額にそれぞれ7,403万7,000円を追加いたしまして、それぞれ総額を8億8,448万円にしようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。9ページをお願いいたします。

今回、雄水苑もそうでございますけれども、白寿園20床の増床ということでございます。したがって、それぞれ工事の請負差額といたしまして、工事請負費など含めまして1,098万7,000円の減額ということでございます。

それから、2款のサービス事業費の関係ですけれども、先ほど介護保険でも申し上げましたけれども、居宅系が増えているというふうなことでの減額ということでございます。

それから、10ページの4款の予備費につきましては、17年度からの繰越金を予算措置したもので、相当分を予備費に予算措置したものでございます。

歳入の関係です。7ページでございます。

7ページの関係ですけれども、1款1項につきましては居宅系と施設系のそれぞれの状況をかんがみまして、合計で1,786万2,000円の減額でございます。これに伴っての2項の自己負担金の減額でございます。

なお、4款の一般会計繰入金につきましては、白寿園では身体に障害ある方の短期入所事業を実施してございまして、この分の法定分として一般会計からの繰り入れするものでございます。

8ページでございますが、先ほど歳出でも申し上げましたけれども、17年度の繰越金といたしまして、1億261万6,000円を補正したものでございます。

雑入は職員の給食費等でございます。

7款の市債につきましては、工事の確定による減額でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第61、議案第38号平成18年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 それでは、議案第38号平成18年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページでございますけれども、歳入歳出の総額から58万円を減額いたしまして、それぞれ総額を2億9,415万円にしようとするものでございます。

歳出の関係ですが、7ページをお願いいたします。

今回の補正ですけれども、年度末の状況によりまして、それぞれ精査をいたしまして、1款1項の施設管理費から2款のサービス事業費まで、それぞれ予算の調整を行うものでございます。

続きまして、歳入ですが、5ページになります。

歳入の関係につきましては、1款の介護給付費サービスにつきましては、ベッドの入所ベッドの52点でございますけれども、入院等によるわけでございますが、短期等の利用によりまして稼働率が上がったことによりまして、それぞれ予算を追加いたしまして、463万7,000円の歳入の増を見込むものでございます。

2項は、これに伴います自己負担金でございます。

それから、6ページでございますけれども、一般会計繰入金につきましては歳入歳出の予算調整をいたしまして、一般会計の繰入金を減額するものでございまして、4款につきましては前年度の繰越金を計上したものでございます。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第62、議案第39号平成18年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 それでは、ただいま議題となりました議案第39号平成18年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページですが、歳入歳出それぞれ449万9,000円を減額いたしまして、総額を4億5,537万3,000円に

しようとするものでございます。

歳出ですが、すみません、9ページをお願いいたします。

9ページの2款のサービス事業費につきましては、年度末の状況等見込みまして、それぞれ予算の精査をいたしましての減額ということで、373万5,000円の減額でございます。

10ページでございますけれども、これも居宅系にかかわるサービスでございますけれども、これも精査いたしまして、39万円を減額しようとするものでございます。

歳入でございます。7ページになります。

7ページにおきましては、通所のリハビリ、短期入所にリハビリテーション費の収入につきましては減額、短期入所については増額ということで、この項では1,301万1,000円の減額ということになります。以下、自己負担金収入につきましても、年度の収支の状況を見ながら調整したものでございます。

それから、3款の繰越金は予算の調整を図るため1,333万1,000円を増額しようとするものでございます。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第63、議案第40号平成18年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 それでは、議案第40号平成18年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページですが、歳入歳出の総額にそれぞれ3,415万1,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ2億3,983万5,000円にしようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

8ページの関係でございますけれども、事業費といたしまして、年度末の関係で精査いたしまして、賄い材料費について単価改正がございまして、減額したものでございます。

なお、予備費につきましては、繰越財源相当を歳入歳出調整いたしまして計上してございます。

お戻り願いまして、歳入です。6ページになりますけれども、これにつきましては横手市の在住での利用者の方、それから他の市町村からの入所利用者の方等々の分を精査いたしまして、合わせまして853万3,000円の負担金の増ということになります。



また、一般会計からは、これに伴いますところの一般会計、市としての負担分として536万1,000円の増額でございます。

5 款の繰越金につきましては、先ほど歳出で申し上げました予算調整上の繰越金を計上するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第64、議案第41号平成18年度横手市通所授産施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第41号平成18年度横手市通所授産施設特別会計補正予算（第1号）でございます。

1 ページですが、歳入歳出の総額からそれぞれ76万2,000円を減額いたしまして、総額をそれぞれ7,623万8,000円にしようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。8 ページでございます。

8 ページでございますけれども、年度利用の状況等かんがみまして、それぞれ年度の推計をいたしまして、1 款から2 款それぞれ事業費を減額調整するものでございます。

9 ページ、4 款につきましては財源調整の繰越金等の財源を歳入で見えておりまして、この財源調整として補正したものでございます。

6 ページ、歳入をお願いいたします。

歳入につきましても、利用の状況等見込みまして、1 款の分担金につきまして市町村負担金については141万9,000円の減額、総計では513万9,000円の増という具合になります。

2 款の財産収入は、これは入所者の方がスノーポール、除雪の際に目印に使うあれ建設部の方からご配慮いただきまして、そういったものを売り上げたものでございます。

それから、4 款の繰入金につきましては、事業費精査のために一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

7 ページの繰越金につきましては、前年度の繰越金を計上したものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第65、議案第42号平成18年度横手市国民保養センター三吉山荘特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。雄物川町区長。

皆川捷悦 雄物川町区長 議案第42号平成18年度横手市国民保養センター三吉山荘特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ179万6,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,576万7,000円とするものであります。

4ページをお開き願います。

まず歳入の内訳でありますけれども、営業収入が合わせまして255万1,000円の減であります。これは、年度末の決算見込みによるものであります。

次に、財産運用収入であります。預金利子1万5,000円を追加するものであります。

繰越金は前年度からの繰越金、全額を計上したものであります。

次に、歳出でありますけれども、施設運営費の積立金2万円は財政調整基金の預金利子を積み立てるものであります。

予備費には歳入歳出差し引き残の177万6,000円を計上したものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） 三吉山荘、あそこに3つの施設あるわけなんですけれども、今後の見通しについて、雄物川地域局としてはどういうふうな見通しを持っているのか、ひとつお願いいたします。

田中敏雄 議長 雄物川町区長。

皆川捷悦 雄物川町区長 三吉山荘の問題につきましては、前にも議会で問題になっておりますけれども、今後の見通しであります。合併前の町の議会におきましても、いずれ廃業すると、こういうことで申し合わせがなっております。その時期でありますけれども、起債償還が21年度に終わりますので、そのころをめどに検討に入りたいと、こういうふうに地域局では考えております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第66、議案第43号平成18年度横手市地域間交流施設雄川荘特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。雄物川町区長。

皆川捷悦 雄物川町区長 議案第43号平成18年度横手市地域間交流施設雄川荘特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ712万9,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,518万円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正でありますけれども、これにつきましては第2表債務負担行為補正のとおり変更するものであります。

3ページをお開き願います。

先に債務負担行為の補正についてご説明いたします。雄川荘の客の送迎用のバスのリースでありますけれども、リース契約の実績に基づきまして限度額を変更するもので、当初812万6,000円から実績の606万7,000円に減額するものであります。

次に、歳入を説明します。6ページ願います。

歳入の内訳でありますけれども、営業収入は使用料、売上金合わせまして2,170万8,000円の減であります。これは年度末の決算見込みによるものであります。

次に、繰越金でありますけれども、17年度からの繰越金の残り1,321万8,000円を計上するものであります。

雑入は売店売上手数料などが伸びておりますので、136万1,000円を追加計上するものであります。

次のページ、歳出でありますけれども、賄い材料費など決算見込みによりまして、712万9,000円を減額するものであります。

以上であります。よろしく願います。

田中敏雄 議長 ただいまより質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第67、議案第44号平成18年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。大森地域局次長。

太田照敏 大森地域局次長 ただいま議題となりました議案第44号平成18年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出それぞれ567万9,000円を追加しまして、予算の総額をそれぞれ2億2,452万8,000円に改めようとするものでございます。

また、2条では、債務負担行為の補正としまして、3ページ記載のとおり公用車リースを取りやめましたので、債務負担行為を廃止するものでございます。

なお、全体的な内容としましては、いずれも決算見込みに基づき補正するものでございます。

それでは、主な内容について歳入からご説明申し上げますので、6ページをご覧くださいと思います。

1款1項1目利用料収入ですが、利用者の減少等によりまして1,372万4,000円を減額するものであります。

また、4款繰越金には前年度繰越金として1,938万円を追加するものであります。

次に、歳出について説明申し上げます。7ページをご覧くださいと思います。

2款1項1目営業費ですけれども、626万9,000円の減額であります。この内容としましては、需用費191万4,000円、委託料290万円等を減額するものでございます。

また、4款予備費であります。収支の均衡を図るために1,154万8,000円を計上しております。

以上で説明終わりますが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第45号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第68、議案第45号平成18年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第45号平成18年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ900万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を1億103万1,000円に改めようとするものでございます。

本案は、国道107号線樽見内地区の道路改良に伴います配水管の移設工事費が確定したことによりまして、工事請負費を900万減額しております。歳入では補償金80万円を計上いたしまして、一般会計繰入金980万円を減額しまして、収支の均衡を図ろうとするものでございます。

以上で説明終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第69、議案第46号平成18年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第46号平成18年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,396万7,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を1億9,299万4,000円に定めようとするものでございます。

本案は、北地区簡易水道統合整備事業などの確定によりまして、歳入の国庫補助金で200万、一般会計繰入金で506万7,000円、簡易水道事業債で690万円をそれぞれ減額いたしまして、収支の均衡を図ろうとするものでございます。

以上で説明終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第70、議案第47号平成18年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 議案第47号であります。土地区画整理特別会計補正予算（第3号）であります。1,051万円を追加をいたしまして、総額をそれぞれ4億4,794万8,000円に定めようとするものであります。さらに、3つの事業について繰越明許をお願いをしようとするものであります。

詳細については、11ページであります。

中央第2地区については351万円を計上いたしました。これは清算徴収金が多く入ったことでありますので、一般会計への繰出金であります。

さらに、駅西の地区は2,160万円の計上であります。これは保留地処分が進んだことによる繰出金が主なものであります。

さらに、三枚橋地区については1,460万円の減額計上であります。これについては、駅西線等の工事が完了することによつての精査であります。

なお、歳入については9ページ以降でありますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

#### 議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第71、議案第48号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第48号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,861万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ34億8,395万5,000円に定めようとするものでございます。

第2条繰越明許費についてでございますが、5ページに記載のとおり、下水道台帳システム整備事業3,600万円と、それから公共下水道事業2億5,310万円を翌年度に繰り越し使用できるようにするものでございます。

第3条地方債の補正でございますが、6ページに記載のとおり、公共下水道事業債ほか1件の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、歳出の説明をいたしますので、11ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、1款1項総務管理費では1目の一般管理費に3,372万8,000円を増額してございますが、これは合併補助事業に伴います下水道台帳システム整備事業が主なものでございます。

2目施設管理費の179万3,000円につきましては、流域の処理施設への流入量が増えたことによりまして維持管理費が増となったものでございます。

2款の事業費でございますが、公共下水道事業費の確定に伴いまして、8,183万1,000円を減額してございます。

次のページにまいりまして、2目の特定環境保全公共下水道事業でも同じく事業費の確定によりまして4,251万3,000円を減額しております。

次のページにまいりまして、3款1項1目公債費につきましては、1,021万2,000円を計上してございます。

前に戻っていただきまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の内訳でございますが、事項別明細書の補正額に記載のとおり、7,861万1,000円を減額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第72、議案第49号平成18年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第49号平成18年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,174万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ4億5,173万2,000円に定めようとするものでございます。

第2条地方債の補正につきましては4ページに記載のとおりでございますが、集落排水事業債の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、歳出の説明をいたしますので、9ページをご覧になっていただきたいと思います。

歳出の主なものといたしましては、2款1項1目集落排水施設事業では2,175万円を減額しております。これは事業の確定によるものでございます。

次のページにまいりまして、公債費でございますが、10万5,000円を計上してございます。

4款諸支出金では、減債基金積立金を12万2,000円計上してございます。

前に戻っていただきまして、5ページですが、歳入の内訳でございます。事項別明細書の補正額に記載のとおり、2,174万2,000円を減額し、収支の均衡を図ろうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第73、議案第50号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第50号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ600万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,383万円に定めようとするものでございます。

次に、地方債の補正でありますが、4ページ第2表にありますとおり、特定地域生活排水処理施設事業債の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、歳出の説明をいたします。9ページをご覧くださいと思います。

主なものといたしまして、2款1項1目浄化槽整備事業では工事請負費の確定によりまして、280万円を減額してございます。

4款予備費に894万2,000円を計上してございます。

次に、歳入でありますが、5ページをお願いいたします。

事項別明細書の補正額にありますように600万9,000円を増額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第74、議案第51号平成18年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。大森病院事務局長。

大極勇一 市立大森病院事務局長 ただいま議題となりました議案第51号平成18年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、いずれも決算見込みによるものでございますが、第2条では収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ156万円を減額し、補正後の予定額を64億8,072万6,000円とするものであります。

1款の市立横手病院については、他会計負担金を156万円減額するものであります。費用では、給与費を6,203万4,000円を減額し、材料費のうち薬品費を6,047万4,000円を増額し、合計で156万円を減額



するものです。

2 款大森病院は、他会計負担金を138万9,000円減額し、その他医業外収益を68万9,000円、国・県補助金を70万円それぞれ増額し、収支の均衡を図っております。

第3条では、資本的収入の予定額の補正ですが、次のページになりますが、第1款市立横手病院の資本的収入については、企業債を3,130万円を減額し、第2款市立大森病院は収入では企業債を300万円、支出では建設改良費を274万7,000円それぞれ減額するものであります。

第4条では、起債の限度額を事業費の確定に伴い、記載のとおり改めるものでございます。

また、第5条では、給与費の額のうち市立横手病院の額を24億7,365万5,000円に改めるものであります。

また、皆様方のお手元に正誤表をお渡ししておりますが、ミスプリントがございまして、大変申しわけございませんでした。予算書は第5条が2つ並んでおりますけれども、最後は第6条になりますので、よろしく願いいたします。

第6条は、棚卸資産の購入限度額を15億8,104万9,000円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第52号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第75、議案第52号平成18年度横手市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第52号平成18年度横手市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

収入、第1款水道事業収益では2,244万5,000円を増額し、15億8,452万2,000円にしております。これは、昨年夏の降雨量が少なかったこともありまして、給水収益が予定を上回ることであったものと思っております。

支出、第1款水道事業費用では、費用の確定によりまして228万5,000円を減額し、15億6,143万円にしております。

次に、第3条資本的収入及び支出でございます。資本的収入の不足する額5億101万3,000円といたしまして、過年度分損益勘定留保資金からの補てん額を4億8,239万5,000円に改めようとするものでござ

います。

次のページにまいりまして、第1款資本的収入では9,943万1,000円の減額をしようとするものでございます。建設改良事業等の確定に伴うものでございます。

支出では、第1款資本的支出でも同様に建設改良事業等が確定したことによりまして、1億2,276万1,000円を減額しております。

第4条は、記載の借入限度額の変更でございます。利率、償還方法等には変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

#### 散会の宣告

田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明2月27日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時28分 散会

